

# 低炭素建築物 認定申請書作成の手引き

発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会  
一般社団法人 日本サステナブル建築協会



## 目 次

1章 低炭素建築物新築等計画の認定の方法及び申請図書等	1
1. 認定手続の流れ	2
2. 申請の単位について	3
3. 基準の適用	4
4. 申請の一般的な流れ	8
2章 認定基準の概要	16
3章 認定申請書・設計内容説明書の記入例 1（一戸建ての住宅用）	27
1. 認定申請書（規則様式第五）	28
2. 設計内容説明書（参考様式 1）	41
4章 認定申請書・設計内容説明書の記入例 2（共同住宅等用）	45
1. 認定申請書（規則様式第五）	46
2. 設計内容説明書（参考様式 1）	61
5章 認定申請書・設計内容説明書の記入例 3（非住宅用）	69
1. 認定申請書（規則様式第五）	70
2. 設計内容説明書（参考様式 1）	86
6章 認定申請書・設計内容説明書の記入例 4（住宅部分を含む複合建築物用）	90
1. 認定申請書（規則様式第五）	91
2. 設計内容説明書（参考様式 1）	105
7章 変更認定申請書・その他の書類の記入例	106
1. 変更認定申請書（規則様式第七）	107
2. その他の書類	111
<参考>	117
○低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書（審査機関用）の様式	
○審査機関が交付する「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」の様式	
<Q & A>	120



## 1章. 低炭素建築物新築等計画認定の手續及び申請図書等

# 1章. 低炭素建築物新築等計画の認定の方法及び申請図書等

## 1. 認定手続の流れ

低炭素建築物新築等計画の認定（以下「低炭素建築物認定」という。）を受けようとする者は、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第53条に基づき、認定対象建築物の所在地を所管する所管行政庁に、添付図書を添えて申請書を提出することが求められるが、認定の対象としては建築物全体、住戸のみ、建築物全体と住戸の両方とに分かれる為、必要に応じた申請方法を選択することとなる。なお、市街化区域等（都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域の区域（同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第4条第2項に規定する都市計画区域にあつては、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域。））内の計画のみ認定可能となるため申請にあたっては注意が必要となる。

所管行政庁は申請者から申請があつた場合は速やかに認定審査を行うこととなるが、申請者は低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査をあらかじめ、建築物の用途に応じ下表に定める機関（以下「審査機関」という。）等に依頼することが可能な場合がある。この場合、所管行政庁に認定申請する前に審査機関に技術的審査を依頼し、認定基準に適合することを証する「適合証」の交付を受け、所管行政庁に提出することとなる。

	対象建築物	審査機関
(1)	住宅のみの用途に供する建築物	・登録住宅性能評価機関
(2)	非住宅のみの用途に供する建築物	・登録建築物エネルギー消費性能判定機関
(3)	住宅用途、非住宅用途が混在する建築物	・住宅部分：登録住宅性能評価機関 ・非住宅部分：登録建築物エネルギー消費性能判定機関

※ 上表において「登録住宅性能評価機関」とは、住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する機関をいう。

※ 上表において、「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条に規定する機関をいう。

※ 上記各機関の業務範囲で、実施可能な建築物の範囲に限る。

※ 上記各機関は、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないものが想定される。

また、法第54条第2項に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定申請とともに、建築確認審査の申し出を併せて行うこともできる。この場合は、認定申請を行う際に建築確認の申請書を併せて提出しなければならない。

なお、建築確認審査の申し出を併せて行う場合、認定を受けたことをもって、建築確認済証が交付されたとみなされることとなっており、当該認定が取り消しをされると、建築確認済証の交付があつたとみなされなくなる。また、容積率の緩和（低炭素建築物の床面積のうち、認定基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場

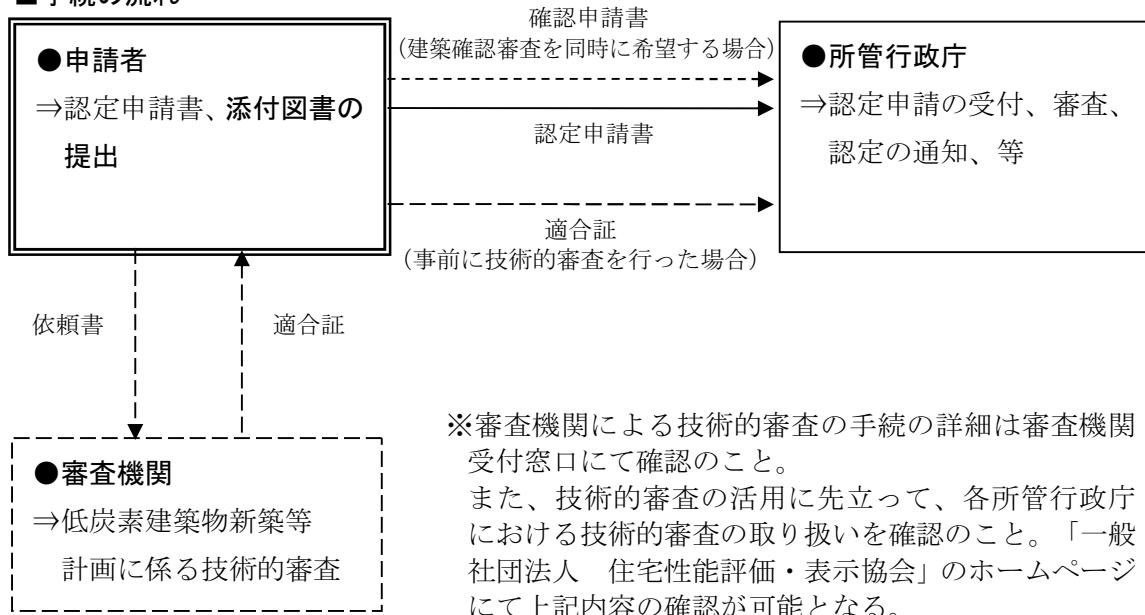
合、政令で定める床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないことができる。(低炭素化に資する設備に係る床面積について対象とし、他の設備と明確に区画された部分の床面積(専用室に設置する場合は当該室全体の面積)について、当該認定建築物の延べ面積の一定割合を限度として認められる。)を受けようとする場合には、当該認定を受けることができないと建築確認審査での容積率の緩和が認められなくなるため注意が必要である。

さらに、認定を受けた建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける必要がある場合には、適合判定通知書の交付を受けたものとみなされ、また、建築物省エネ法第19条第1項の届出が必要な場合は、届出をしたものとみなされる。

ただし、いずれの場合においても、当該認定が取り消されると、適合判定通知書の交付を受けたもの、及び届出をしたものとみなされなくなるので注意が必要である。

なお、一部住戸のみの認定を受けた場合は、建築物省エネ法に基づく適合性判定、届出をしたものとはみなされない。

### ■ 手続の流れ



## 2. 申請の単位について

認定の対象は建築物全体、または住戸のみと分かれており、共同住宅又は住宅部分を含む複合建築物の場合には、建築物全体の申請、住戸のみの申請、その両方の申請のいずれかを選択することとなる。

なお、共同住宅又は住宅部分を含む複合建築物の場合であって、認定基準毎に同一仕様となる複数の住戸については、様式の一部の面(認定申請書の第三面)をまとめて記載して申請することができる。

### 3. 基準の適用

適合すべき基準については、申請の単位に応じて下図に示す通り I～IVに分けられる。

住戸のみの認定においては（基準適合判断Ⅰ）、各住戸における一次エネルギー消費量及び外皮性能について設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。なお、一戸建ての住宅は、建築物全体の認定を受けることで建築物全体及び住戸での認定を受けることと同様の取扱いがなされる。

建築物全体での認定においては、共同住宅の場合（基準適合判断Ⅱ）、一次エネルギー消費量について各住戸及び共用部における設計値の合計が、各住戸及び共用部における基準値の合計以下となること、外皮性能について各住戸の設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。

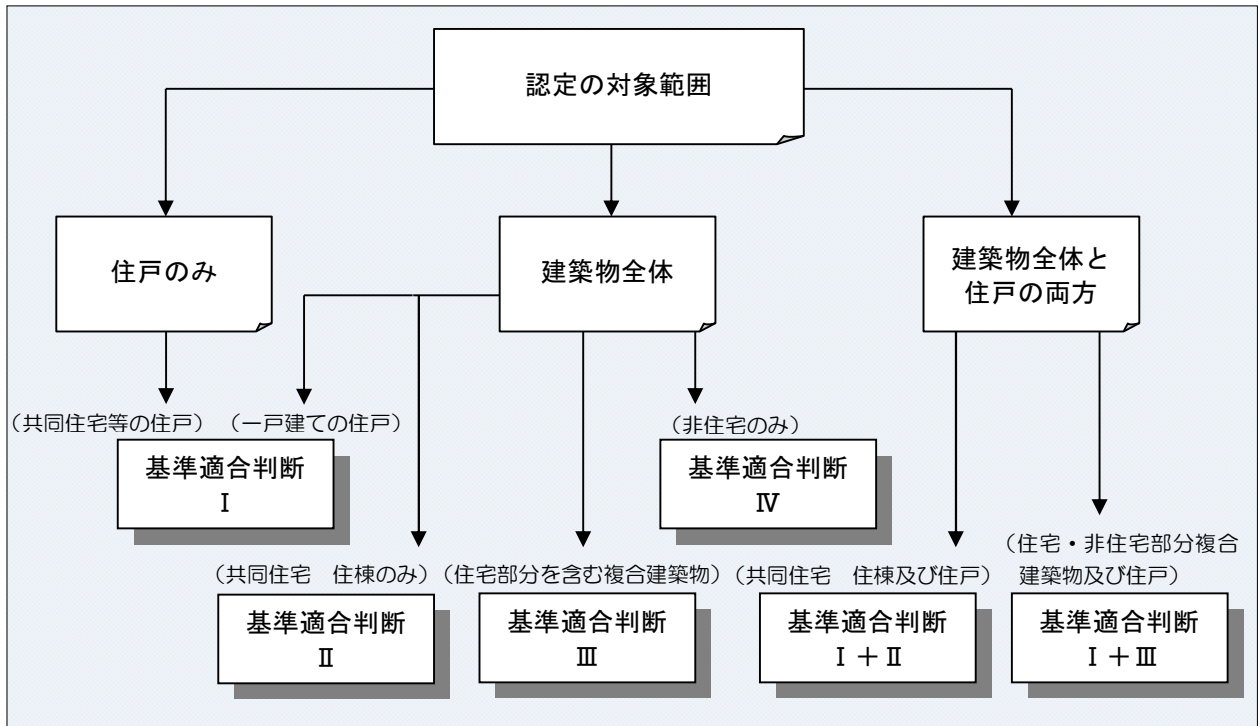
住宅部分を含む複合建築物の場合（基準適合判断Ⅲ）、一次エネルギー消費量について各住戸及び共用部、非住宅部分における設計値の合計が、各住戸及び共用部、非住宅部分における基準値の合計以下となること、外皮性能について各住戸及び非住宅部分の設計値がそれぞれ基準値以下となること、かつその他の基準について住宅部分及び非住宅部分のそれぞれが適合することが求められる。

非住宅の場合（基準適合判断Ⅳ）、一次エネルギー消費量について各室用途における設計値の合計が基準値の合計以下となること、外皮性能について設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。

建築物全体と住戸の両方の認定においては、共同住宅等の場合には基準適合判断Ⅰと基準適合判断Ⅱに、住宅部分を含む複合建築物の場合には基準適合判断Ⅰと基準適合判断Ⅲのそれぞれに適合することが必要となる。



■申請の別に応じた基準適用フロー



【基準適合判断 I】

○一戸建ての住宅、共同住宅の住戸

- 適合判断
- ・各住戸における一次エネルギー消費量について、  
住戸設計値 ≤ 住戸基準値
  - ・各住戸における外皮性能について、  
 $U_A$ 値設計値 ≤  $U_A$ 値基準値 かつ  
 $\eta_{AC}$ 値設計値 ≤  $\eta_{AC}$ 値基準値
  - ・各住戸に対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

【基準適合判断 II】

○共同住宅 住棟のみ

- 適合判断
- ・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、  

$$\begin{matrix} \Sigma(\text{各住戸設計値}) \text{ の合計} & & \Sigma(\text{各住戸基準値}) \text{ の合計} \\ + & & + \\ \Sigma(\text{共用部設計値}) \text{ の合計} & \leq & \Sigma(\text{共用部基準値}) \text{ の合計} \end{matrix}$$
  - ・各住戸における外皮性能について、  
 $U_A$ 値設計値 ≤  $U_A$ 値基準値 かつ  
 $\eta_{AC}$ 値設計値 ≤  $\eta_{AC}$ 値基準値
  - ・建築物（住棟）全体に対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

## 【基準適合判断Ⅲ】

### ○住宅・非住宅複合建築物

適合判断

・認定対象建築物について（イ）かつ（ハ）、又は（ロ）かつ（ハ）に適合すること。

（イ）

・非住宅部分の一次エネルギー消費量

$$\Sigma(\text{非住宅の設計値}) \text{の合計} \leq \Sigma(\text{非住宅基準値}) \text{の合計} \quad \text{又は}$$

$$\text{BEIm} \leq 0.9$$

・住宅部分の一次エネルギー消費量

$$\Sigma(\text{各住戸設計値}) \text{の合計} + \Sigma(\text{共用部設計値}) \text{の合計} \leq \Sigma(\text{各住戸基準値}) \text{の合計} + \Sigma(\text{共用部基準値}) \text{の合計}$$

（ロ）

$$\Sigma(\text{非住宅設計値}) \text{の合計} + \Sigma(\text{各住戸設計値}) \text{の合計} \leq \Sigma(\text{非住宅基準値}) \text{の合計} + \Sigma(\text{各住戸基準値}) \text{の合計}$$

$$\Sigma(\text{各住戸設計値}) \text{の合計} + \Sigma(\text{共用部設計値}) \text{の合計} \leq \Sigma(\text{各住戸基準値}) \text{の合計} + \Sigma(\text{共用部基準値}) \text{の合計}$$

$$\Sigma(\text{各住戸設計値}) \text{の合計} + \Sigma(\text{共用部設計値}) \text{の合計} \leq \Sigma(\text{各住戸基準値}) \text{の合計} + \Sigma(\text{共用部基準値}) \text{の合計}$$

注 住宅部分(各住戸および共用部の設計一次エネルギー消費量の合計)と、非住宅部分の設計一次エネルギー消費量がそれぞれ省エネ基準値以下であることが前提となる。

（ハ）

・非住宅部分の外皮性能について、

$$\text{外皮性能設計値 (PAL*)} \leq \text{外皮性能基準値 (PAL*)} \quad \text{又は}$$

$$\text{BPIIm} \leq 1.0$$

・各住戸における外皮性能について、

$$U_A \text{値設計値} \leq U_A \text{値基準値} \quad \text{かつ}$$

$$\eta_{AC} \text{値設計値} \leq \eta_{AC} \text{値基準値}$$

・住宅部分、非住宅部分、それぞれに対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

## 【基準適合判断Ⅳ】

### ○非住宅のみ

適合判断

・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、

$$\Sigma(\text{非住宅設計値}) \text{の合計} \leq \Sigma(\text{非住宅基準値}) \text{の合計}$$

・外皮性能について

$$\text{外皮性能設計値 (PAL*)} \leq \text{外皮性能基準値 (PAL*)}$$

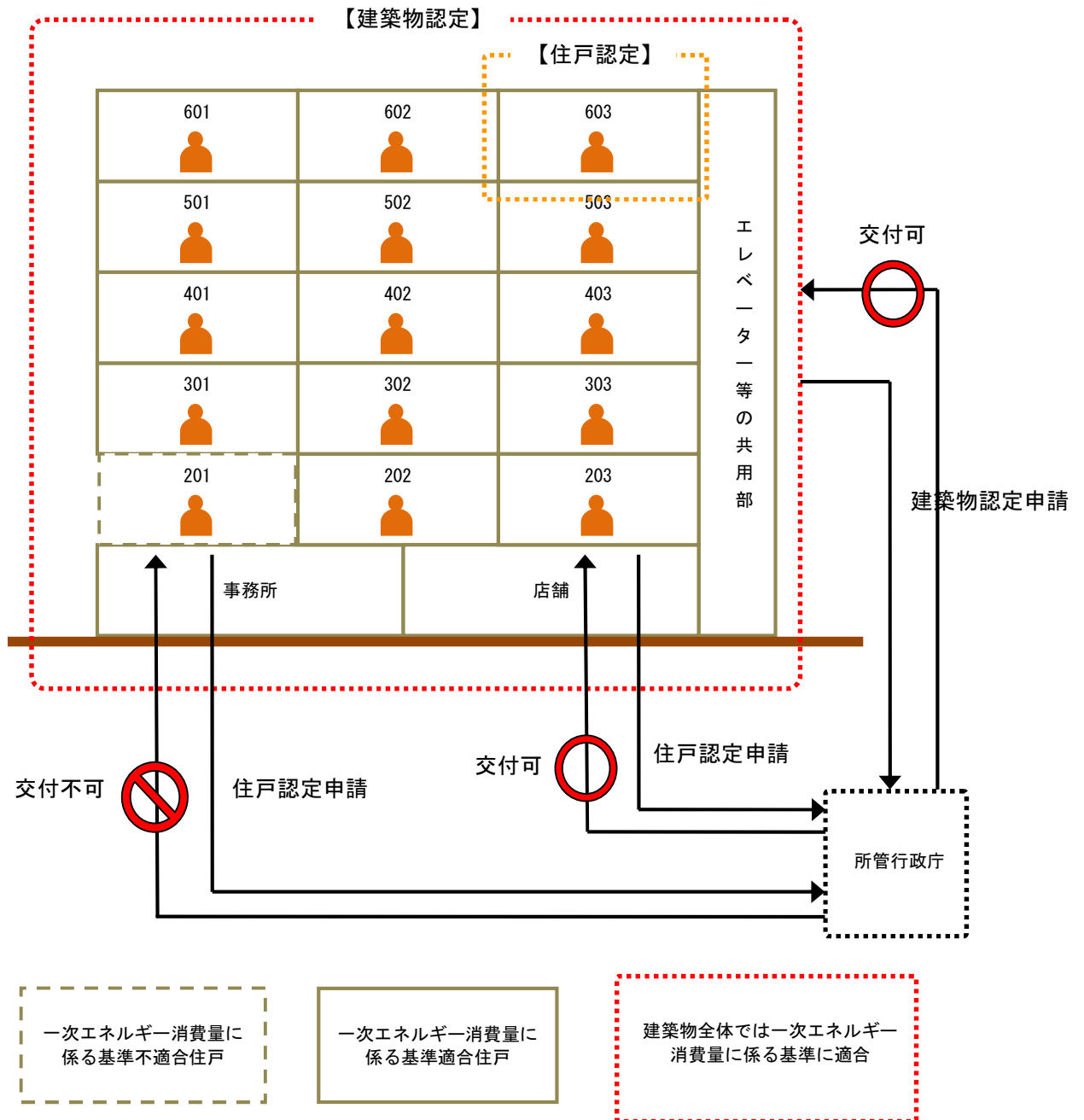
又は

$$\text{BEIm} \leq 0.9$$

$$\text{BPIIm} \leq 1.0$$

・建築物全体に対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

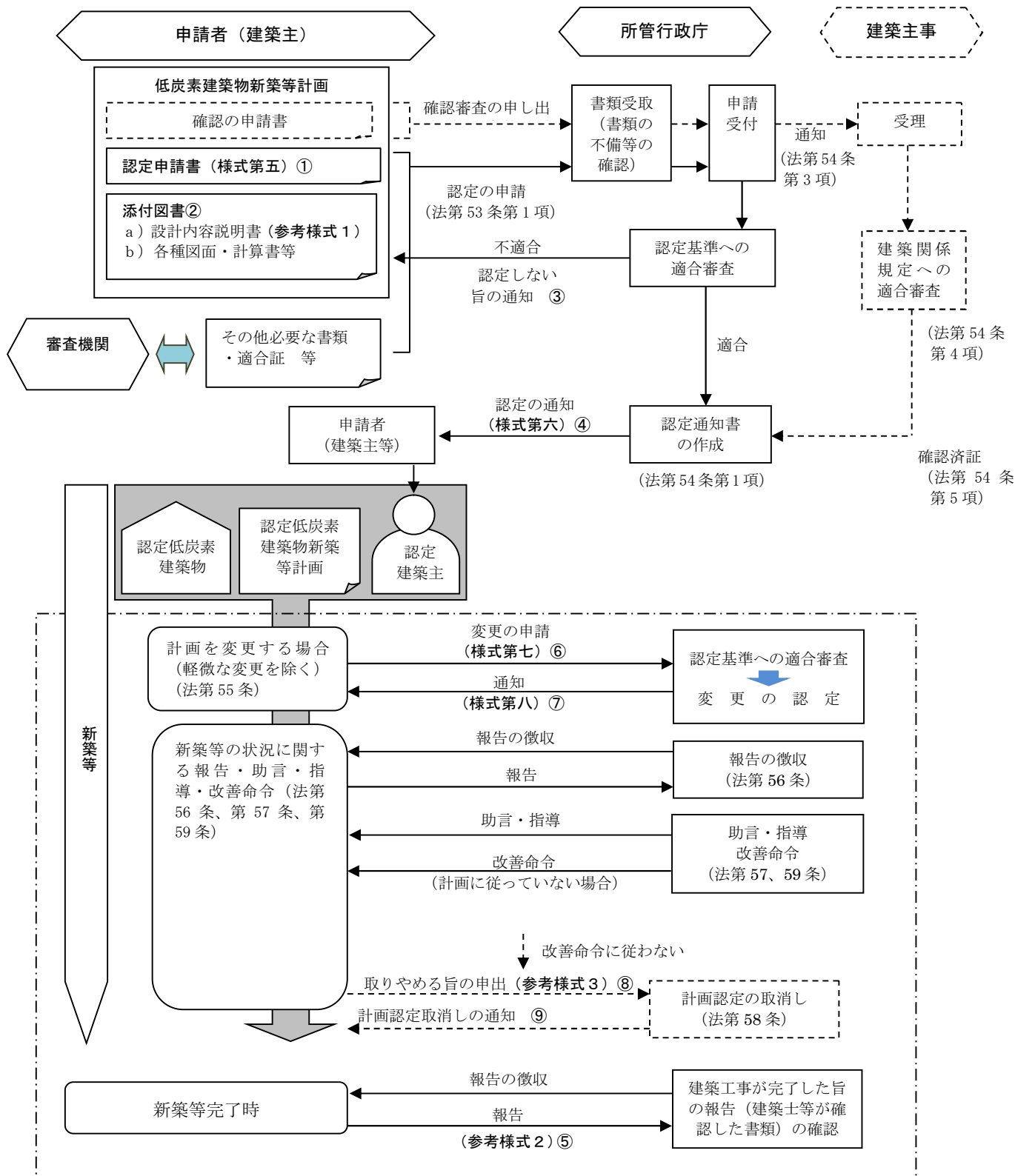
■住宅部分を含む複合建築物の場合



#### 4. 申請の一般的な流れ

※点線は建築確認を同時に申請する場合のフローを示す。

○番号は、「2. 申請手続に係る図書等」における○番号と対応している。



## (1) 申請手続に係る図書等

低炭素建築物認定では、当該計画に係る建築物を着工する前に、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）で定められた申請書及びに必要な添付図書（正本及び副本）を添えて所管行政庁に提出しなければならない。当該計画に係る建築物を着工するのは認定申請受付後になる。ただし、認定申請した計画が認定基準に適合しなければ、着工後に認定を受けることができない。

また、建築物認定後に住戸認定を受けようとする場合、または、住戸認定後に建築物認定を受けようとする場合、すでに着工していると新たに申請を行うことはできないこととなる。

なお、低炭素建築物認定の申請を行う時に、併せて当該住宅の建築確認審査の申し出を行うことができるが、この場合、建築基準法に基づき、建築確認申請に必要な図書を同時に提出しなければならない。

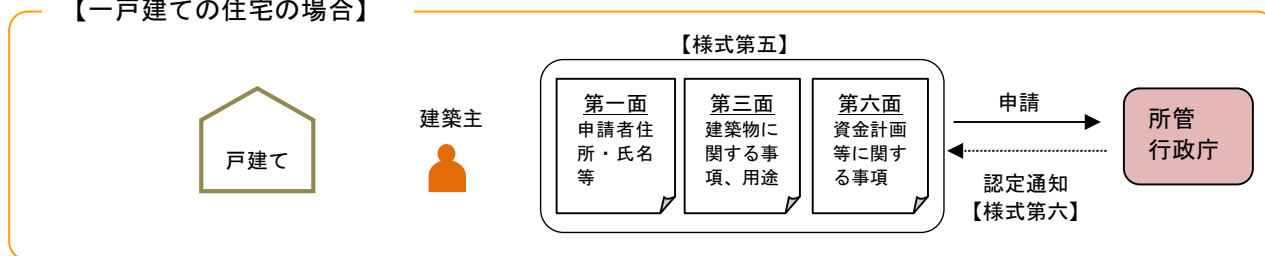
### ①認定申請書（規則様式第五）

申請者が作成し、所管行政庁に提出する。

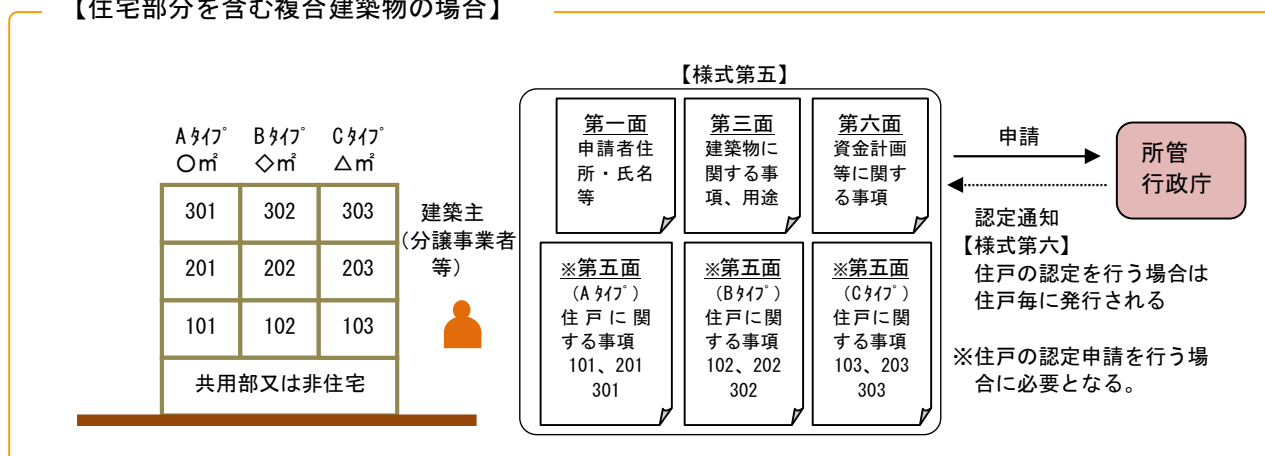
- a. 第一面 申請者の住所（又は所在地）、及び氏名（又は名称）、申請の対象となる範囲等についての記載欄が設けられている。
- b. 第二面 低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物省エネ法第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ記載する。  
建築主、代理人、及び設計者等について記載欄が設けられている。
- c. 第三面 建築しようとする建築物の位置、構造等や規模に関する事項、建築物用途等についての記載欄が設けられている。
- d. 第四面 低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物省エネ法第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ記載する。  
付近見取図や配置図を明示する欄が設けられている。
- e. 第五面 共同住宅等若しくは住宅部分を含む複合建築物における住戸の認定を受ける場合に必要なもので、住戸番号や専用部分の面積など住戸に関する事項についての記載欄が設けられている。申請は建築物認定では建築物単位、住戸部分の認定では住戸単位で行うこととなるが、1住戸ごとの項目が重複している場合には複数の住戸でまとめて記載して申請することができる。（認定申請書の提出イメージ参照）
- f. 第六面 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画、工事の着手及び完了の予定時期についての記載欄が設けられている。

## ■認定申請書の提出の一例

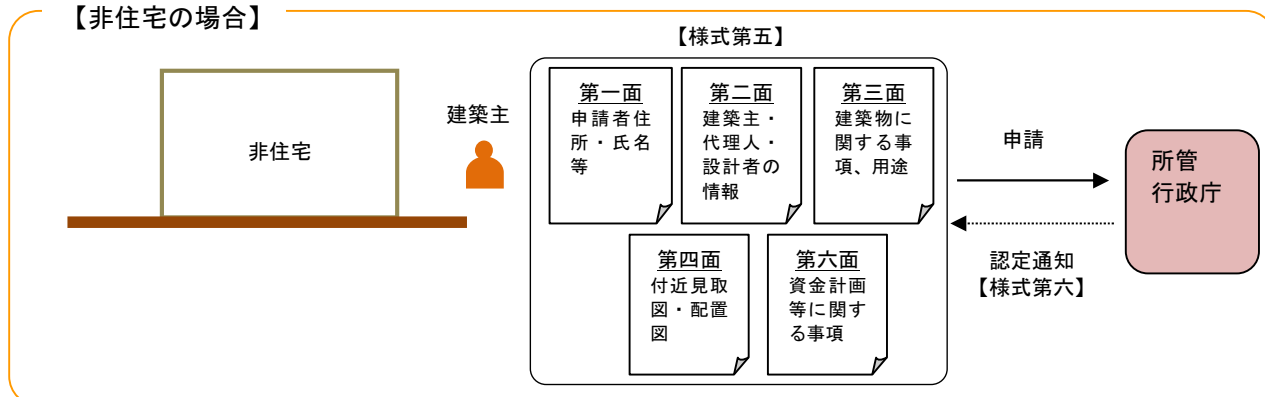
### 【一戸建ての住宅の場合】



### 【住宅部分を含む複合建築物の場合】



### 【非住宅の場合】



## ②添付図書

添付図書の種類及び明示すべき内容は以下のとおり。

申請には表1及び表2に掲げる図書が必要となるが、認定の申請を行う建築物に住戸が含まれる場合における当該住戸及び一戸建ての住宅については、表1及び表3に掲げる図書が必要となる。(建築物省エネ法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の添付図書については、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)

なお、変更申請の場合は、対象となる建築物の認定通知書またはその写しが必要となる。また、その場合の添付図書については、変更に係るものみの提出でよい。

**a. 設計内容説明書（参考様式 1 参照）**

認定基準適合の根拠となる設計の内容を説明するための書類。設計内容、記載図書等を記載するとともに設計内容確認欄などを設ける。

設計内容確認欄は審査を行う者が活用する。

申請者が作成し、所管行政庁に提出する。

**b. 各種図面・計算書**

認定申請する対象建築物が、申請書に添付された設計内容説明書のとおり設計されていることを確認するための書類。（一次エネルギー消費量の計算書、外皮平均熱貫流率、平均日射熱取得率、PAL\*計算表、低炭素化に資する建築物（所管行政庁が認めるもの）を証明する書類等）

**c. その他必要な書類等（所管行政庁が必要と認める図書）**

審査機関の技術的審査をあらかじめ受けてきた場合における当該機関が発行する適合証（技術的審査を受けた設計内容説明書を添付）

**d. 建築確認に関する申請図書**

法第54条第2項により建築確認審査の申し出を併せて行う場合は、建築確認の申請図書を提出する。この際、建築確認の申請に係る図書の省略については、建築基準法の取り扱いに従う。

表 1

図書の種類		明示すべき事項
a)	設計内容説明書	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
b) 各種 図面・計 算書	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		空気調和設備等及び空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備（以下この表において「低炭素化設備」という。）の位置
		建築物の緑化その他の建築物の低炭素化のための措置（以下この表において「低炭素化措置」という。）
	仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種別及び寸法
		低炭素化設備の種別
		低炭素化措置の内容
各階平面図	縮尺及び方位	
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ	

		壁の位置及び種類
		開口部の位置及び構造
		低炭素化設備の位置
		低炭素化措置
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表	用途別の床面積
	立面図	縮尺
		外壁及び開口部の位置
		低炭素化設備の位置
		低炭素化措置
	断面図又は矩計図	縮尺
		建築物の高さ
		外壁及び屋根の構造
		軒の高さ並びに軒及びひさしの出
		小屋裏の構造
		各階の天井の高さ及び構造
		床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
	各部詳細図	縮尺
		外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
	各種計算書	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
	低炭素化措置が法第五十四条第一項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することの確認に必要な書類	低炭素化措置の法第五十四条第一項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準への適合性審査に必要な事項

表 2

図書の種類			明示すべき事項
b) 各種 図面・計 算書	機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
		空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
		照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
		給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数



			太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
			節湯器具の種別及び数
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、仕様及び数
	仕様書	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
	系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
		給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
		空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先
	各階平面図	空気調和設備	縮尺
			空気調和設備の有効範囲
			熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
		空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
			給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
		照明設備	縮尺
			照明設備の位置
		給湯設備	縮尺
			給湯設備の位置
			配管に講じた保温のための措置
			節湯器具の位置
昇降機		縮尺	
	位置		
空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	縮尺		
	位置		
制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法	
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法	
	照明設備	照明設備の制御方法	
	給湯設備	給湯設備の制御方法	
	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の制御方法	

表 3

図書の種類		明示すべき事項	
b) 各種 図面・計 算書	機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法
			太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法		

※表の図書の種類欄に掲げる図書に明示すべき事項を、全て他の図書に明示したときは、当該図書を要しない。

### ③不認定通知書

認定しない旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。

申請図書等の不備を認めた場合、また、審査により認定基準への不適合（法第 54 条第 2 項の申し出をした場合は建築基準関係規定への不適合を含む。）が認められた場合等において、所管行政庁から通知される。

### ④認定通知書

審査の結果、認定が確定した場合にその旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。

### ⑤計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（参考様式 2 参照）

法第 56 条に基づく報告を所管行政庁から求められた場合に提出する書類。添付する書類としては、原則として、建築士による工事監理報告書などが考えられるが、これにより難しい場合は建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書などを添付して報告する。

### ⑥変更認定申請書（規則様式第七）

低炭素建築物新築等計画の変更認定申請のための書類。

既に認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下「認定計画」という）に記載された内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）に申請者が作成し、所管行政庁に提出する。認定計画には、認定申請書、添付図書の他、法第 54 条第 2 項に基づき建築確認申請を行う場合には確認の申請書も含まれる。

計画の変更申請にあたっては、規則第七号様式を用いる。同様式には申請者の住所（又

は所在地)及び氏名(又は名称)、計画変更前の認定通知書の認定番号、認定年月日、変更の概要についての記載欄が設けられる。

**⑦変更認定の通知書(規則様式第八)**

審査の結果、変更に係る計画の認定が確定した場合にその旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。申請書の副本及びその添付図書を添えて通知される。

**⑧計画に基づく建築等を取りやめる旨の申出書(参考様式3参照)**

認定計画に基づく建築等を取りやめる旨を申し出るための書類。

所管行政庁は、認定建築主から認定計画に基づく建築等を取りやめる旨の申出があった場合は計画の認定を取り消すことができる。

**⑨認定取消通知書**

認定を取り消すことを決定した旨を所管行政庁が申請者に対して通知する書類。

認定建築主が所管行政庁の改善命令に違反した場合や⑧の申出があった場合で、認定を取り消すことが決定された場合、所管行政庁から通知される。

## 2章. 認定基準の概要

## 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

### 【解説】

平成 24 年 12 月 4 日に公布・施行された都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定基準においては、当時の外皮性能に加え国際的にも使われている一次エネルギー消費量を指標とした建物全体の省エネ性能を評価する基準に見直された。これは、建物全体の省エネ性能を客観的に比較しにくいこと等からの全面的な見直しであった。

そのうちの、建築物の外皮性能の基準に関しては、結露防止や温熱環境の確保等の観点から、外皮性能に関して守るべき基準として、建築物省エネ法第 30 条第 1 項第 1 号に規定された建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令、国道交通省令で定める基準（以下、誘導基準）と同一の内容が位置付けられている。

また、外皮性能に関しても、非住宅に関しては地域区分や物性値等の計算条件を住宅と統一した外皮基準 PAL\*（パルスター）、住宅については外皮平均熱貫流率（ $U_A$  値）及び冷房期の平均日射取得率（ $\eta_{AC}$ ）という指標により定められている。

非住宅に係る「PAL\*」基準では、建築物の用途が審査上必要な情報となってくる。そのため、審査に際しては、建築物の用途を適切に判断することが必要となる。

上記外皮性能に関する計算方法は、建築物省エネ法と同一となっているので、詳細は建築物省エネ法に係る説明資料や解説書等を参照して頂きたい。

## 一次エネルギー消費量に関する基準

### 【解説】

省エネ基準における当該指標の性能水準は、建築物省エネ法に基づく外皮性能に標準的な設備機器を設置したレベルに設定されている。これは、現在の建築物における外皮性能等の達成レベルを勘案し、達成すべき最低限のレベルとして定められた基準値となっているが、本法においてはより高い性能を求められることとなる。

具体的には、省エネ基準で定めている一次エネルギー消費量と比べ概ね▲10%とすることを基本としているが、最終的な基準一次エネルギー消費量の値に 0.9 を乗ずるのではなく、建築設備に係る基準一次エネルギー消費量にのみ 0.9 を乗ずることに注意する必要がある。「その他一次エネルギー消費量」については、0.9 を乗ずることを要しないこととなる。

本法における非住宅に係る一次エネルギー消費量に関しては、全ての室について外皮及びシステムも考慮した設備の仕様等の情報を入力する一次エネルギー消費量計算（通常の計算法（標準入力法））と、非住宅部分の用途に応じ一定の条件等に係る主要室のみを入力する一次エネルギー消費量計算（通常の計算法（主要室入力法））、モデル建物法の三通りの計算方法を用いることが可能となっている。

第1又は第2のいずれかに該当すること。

ただし、認定申請複合建築物が複合建築物全体である場合は、住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分について、それぞれ第1又は第2のいずれかに適合する措置を講ずるものとする。

第1 次の1から8までに掲げる項目のうち、二以上の項目に適合するものとする。

1 節水に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

(1) 設置する便器の半数以上に節水に資する便器を採用すること。

【解説】

次のいずれかに該当すること。

- ① JIS A 5207 で規定する節水形大便器の認証を受けたもの。ただし、「節水 I 形大便器」の場合は、フラッシュバルブ式の大便器に限る。
- ② ①と同等以上の節水性能を有するものとして、JIS A 5207 で規定する「洗浄水量」が 6.5 リットル以下でかつ JIS A 5207 に規定する「洗浄性能」及び「排出性能」に適合するもの。又はフラッシュバルブ式の大便器のうち、JIS A 5207 で規定する「洗浄水量」が 8.5 リットル以下でかつ JIS A 5207 に規定する「洗浄性能」及び「排出性能」に適合するもの。

住戸の認定の場合は住戸内に設置する便器の半数以上、共同住宅等の住棟及び建築物（非住宅）の認定の場合は、設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であることが求められる。住戸を含む建築物の認定の場合は、住宅部分に設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であれば、住宅部分において一項目適合となり、非住宅部分に設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であれば非住宅部分において一項目適合となる。

(2) 設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を採用すること。

【解説】

次のいずれかに該当すること。

- ① 以下に掲げる水栓のうち、財団法人日本環境協会のエコマーク認定を取得したもの。  
節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓、湯水混合水栓（サーモスタット式）、湯水混合水栓（シングルレバー式）、時間止め水栓、定量止め水栓、自閉水栓、自動水栓（自己発電機構付、AC100V タイプ）、手元一時止水機構付シャワーヘッド組込水栓
- ② ①と同等以上の節水性能を有するものとして、以下に掲げる水栓。
  - イ) 節水が図れるコマを内蔵する節水コマ内蔵水栓であって、普通コマに対する吐水量が、水圧 0.1MPa において、ハンドル 120° 開時、20～70%以下で、且つ、ハンドル全開時は 70%以上であるもの。又は、JIS B 2061 に規定する「節水コマを組み込んだ水栓の吐水性能」に適合するもの。
  - ロ) 流量制限部品（定流量弁、圧力調整弁等）を内蔵する水栓であって、ハンドル全開時、水圧 0.1～0.7MPa において、適正吐水流量が 8 L/分以下であるもの。

- ハ) 節水の図れる吐水形態（泡沫，シャワー等）を採用する水栓であって、通常吐水に対する吐水量が、水圧 0.1～0.7MPa において、ハンドル全開時、20%以上の削減効果があること。
- ニ) JIS B 2061 「給水栓」の定義によるサーモスタット湯水混合水栓であって、2ハンドル混合栓に対する使用水量比較において同等以上の削減効果のあるものとして、JIS B 2061 に規定する「給水栓の自動温度調整性能」に適合するもの。
- ホ) JIS B 2061 「給水栓」の定義によるシングル湯水混合水栓であって、2ハンドル混合栓に対する使用水量比較において同等以上の削減効果のあるものとして、JIS B 2061 に規定する「給水栓の水栓の構造」に適合するもの。
- ヘ) 設定した時間に達すると自動的に止水する機構を有する時間止め水栓であって、次の性能を有するもの。  

$$| \text{（設定時間} - \text{実時間）} / \text{設定時間} | \leq 0.05$$
- ト) 設定した量を吐水すると自動的に停止する機構を有する定量止め水栓であって、JIS B 2061 に規定する「給水栓の定量止水性能」に適合するもの。
- チ) レバーやハンドルなどを操作すれば吐水し、手を離せば一定量を吐水した後に自動的に止水し、止水までの吐水量が調節できる機構を有するもの。
- リ) 手をかざして自動吐水し、手を離すと自動で2秒以内に止水する機構を有する自動水栓であって、水圧 0.1～0.7MPa において、吐水量が 5L/分以下であるもの。
- ヌ) シャワーヘッド又は水栓本体に設置もしくは使用者の操作範囲に設置されたタッチスイッチ、開閉ボタン、センサー等での操作又は遠隔操作により、手元又は足元で一時的に止水、吐水の切り替えができる構造を有するもの。

住戸の認定の場合は住戸内の台所、浴室、洗面室に設置する水栓の半数以上、共同住宅等の住棟及び建築物（非住宅）の認定の場合は、設置する水栓総数（住宅については台所、浴室、洗面室に設置するもの）の半数以上が節水に資する水栓であることが求められる。住戸を含む建築物の認定の場合は、住宅部分に設置する水栓総数（台所、浴室、洗面室に設置するもの）の半数以上が節水に資する水栓であれば、住宅部分において一項目適合となり、非住宅部分に設置する水栓総数の半数以上が節水に資する水栓であれば非住宅部分において一項目適合となる。

(3) 定置型の電気食器洗い機を設置すること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。

**【解説】**

一戸建ての住宅及び共同住宅等における、定置型（ビルトイン型）で給湯設備に接続されている電気食器洗い機であること。

共同住宅等の住棟及び住戸を含む建築物の認定の場合は、総住戸数の半数以上（共用部に設置したものは除く。）に上記の電気食器洗い機が設置されていれば、住宅部分において一項目適合となる。

2 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備を設置すること。

**【解説】**

雨水及び雑排水においては、容量が 80 リットル以上の貯水槽を設置し、取水場所又は集水場所から貯水槽まで、及び貯水槽から利用場所までの間、建築基準法第 2 条 3 号に定める建築設備としての配管が接続されていること。

井戸水においては、井戸等から井戸水を取水する設備を有し、利用可能な状態であること。

配置図等において、雨水等を利用するため、雨樋などに接続した貯水タンクの位置の確認ができることが必要となる。使用場所、配管経路等を図面等に明示することが必要である。

3 エネルギー管理に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

(1) HEMS（住宅の所有者が使用する空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の住宅のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するホームエネルギー管理システムをいう。）を設置していること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。

#### 【解説】

次の①から④までのすべてに該当する HEMS が、住戸の認定の場合は当該住戸に、共同住宅等の住棟の認定の場合は総住戸の半数以上に、設置されていることが必要となる。住戸を含む建築物の認定の場合は HEMS が総住戸の半数以上又は住宅部分に棟として BEMS を設置されていることが必要となる。

- ① 住宅全体に加え、分岐回路単位、部屋単位、機器単位、発電量、蓄電量・放電量のいずれかについて、電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が 30 分以内であること。
- ② 住宅内において、電力使用量の計測データを表示することができること。
- ③ HEMS 機器により測定したデータの保存期間が、次のいずれかであること。
  - ・表示する電力使用量の所定時間単位が 1 時間以内の場合は、1 ヶ月以上
  - ・表示する電力使用量の所定時間単位が 1 日以内の場合は、13 か月以上
- ④ ECHONET Lite による電力使用の調整機能（自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能）を有すること。

(2) BEMS（空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の建築物のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するビルエネルギー管理システムをいう。）を設置すること。

#### 【解説】

次の①から④までのすべてに該当する BEMS が、共同住宅等の住棟の認定の場合は棟として設置され、住戸を含む建築物の認定の場合は非住宅部分に棟として設置されていることが必要となる。

- ① 建築物全体に加え、空調、照明、動力幹線、電灯幹線のいずれかについて、BEMS 機器により電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が、30 分以内であること。



- ② 電力使用量等の計測データを表示することができること。
- ③ 計測データについて、13か月以上の保存及び閲覧ができること。
- ④ 電気空調の on/off 並びに設定変更、及び照明の調光並びに on/off 等の制御を行う機能を有すること。

4 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と連系した蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設置すること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。

**【解説】**

「都市の低炭素化の促進に関する法律」や基本方針の趣旨を踏まえ、省資源、創エネルギーと合わせた蓄エネルギーの推進は重要である。太陽光等の再生可能エネルギーを利用した発電設備及びそれと連系した定置型の蓄電池を設置についても、その一つとして付加的に評価し、災害等の停電時の非常時電源、かつ将来の分散型エネルギーマネジメントにおいて自立的運用が可能な蓄電池を評価する。太陽光発電システム等の再生可能エネルギーを利用した発電設備と連系した蓄電池（床に据え付けるものに限る。）であること。「床に据え付ける」とは、床に据えて動かないように置くことをいい、いわゆる据置型又は定置型の蓄電池を想定している。蓄電池の種類としては、リチウムイオン電池、鉛蓄電池、ナトリウム硫黄電池等がある。

発電場所、蓄電池設置場所、配線経路等を図面に明示することが必要である。住戸の認定の場合は当該住戸又は共用部（共同住宅等の場合で、当該住戸に蓄電した電力を供給できるものに限る。）に、共同住宅等の住棟の認定の場合は総住戸の半数以上又は共用部（総住戸の半数以上に蓄電した電力を供給できるものに限る。）に、再生可能エネルギーを利用した発電設備と連系した定置型の蓄電池が設置されていることが必要となる。住戸を含む建築物の認定の場合は総住戸の半数以上又は共用部（総住戸の半数以上に蓄電した電力を供給できるものに限る。）に、再生可能エネルギーを利用した発電設備と連系した定置型の蓄電池が設置されている場合は住宅部分において一項目適合となる。

5 ヒートアイランド対策に関する取組について、次のいずれかに該当すること。  
 (1) 敷地面積に対する緑地、水面等の面積割合を 10%以上とすること。

**【解説】**

(1) 次式で算出される緑化等面積率が 10%以上であること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。

緑化施設の緑化面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下の方法とする。

$$\text{緑化等面積率} = \text{緑化面積} / \text{敷地面積} \times 100$$

緑化面積とは、緑化施設の水平投影面積を合計したものとする。緑化施設とは以下に示すものであり、緑化施設は当該建築物の空地、その他の屋外に設けられるものに限る、建築物の内部空間に設けられたものは含まない。

**【緑化施設】**

- ・ 樹木
- ・ 花壇、その他これに類するもの
- ・ 柵もの
- ・ 園路、土留その他の施設
- ・ 地被植物
- ・ プランタ、コンテナ等
- ・ 水流、池、その他これらに類するもの

緑化施設の水平投影面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下にその概要を示す。

< 樹木の水平投影面積（樹冠面積） >

次に示す①~③の算出方法のうち、いずれかの方法に従って算出する。

① 樹冠の水平投影面積の合計

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計する。ただし、樹冠が重なる場合は重複して計上することはできない。なお、樹冠投影面積は植栽時の実際の水平投影面積とする。

② 樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計

樹木の樹高に応じて右表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなし、この「みなし樹冠」の水平投影面積を合計する。ただし、「みなし樹冠」が重なる場合や地被植物等と重なる部分については、重複して計上することはできない。

植栽時の樹高	みなし樹冠の半径
4.0m以上	2.1m
2.5m以上 4.0m未満	1.6m
1.0m以上 2.5m未満	1.1m

※この算出方法は、樹木の樹高が1m以上のものに限る。

③ 一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計

下記に示す密度以上で植栽されており、かつ、その部分の形状やその他の条件に応じて適切な配置で植栽されている場合は、樹木が生育するための植栽基盤の水平投影面積を、緑化施設の面積とすることができる。

$$\text{満たすべき植栽密度} : A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

A : 当該部分の水平投影面積 (㎡)

T1 : 高さ 4m 以上の樹木の本数

T2 : 高さ 2.5m 以上 4m 未満の樹木の本数

T3 : 高さ 1m 以上 2.5m 未満の樹木の本数

T4 : 高さ 1m 未満の樹木の本数

※樹木の高さは植栽時のものとする。

< 地被植物の水平投影面積 >

地被植物が成長時に覆うものと計画した範囲の水平投影面積とする。ただし、他の植物と重なる部分については、重複を省いて面積を合計する。

< 花壇、その他これに類するものの水平投影面積 >

草花やその他これに類する植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積とする。ただし、他の緑化施設の水平投影面積との重複を省く。

< プランタ・コンテナ等の水平投影面積 >

プランタやコンテナ等の容量が概ね 100 リットル以上の場合に算出する。算出方法は、植栽が樹木の場合は前述した樹木の水平投影面積の算出方法②に、地被植物の場合は前述した地被植物の水平投影面積の算出方法に準ずるものとする。

< 柵ものの水平投影面積 >

植物が成長時に覆うものとして計画した範囲の水平投影面積とする。ただし、他の植物と重なる部分については、重複を省いて面積を合計する。

<水流、池、その他これらに類するものの水平投影面積>

水流、池、その他これらに類するもので、樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものについての水平投影面積とする。ただし、他の緑化施設の水平投影面積との重複を省く。

<園路、土留その他の施設>

園路、土留その他の施設の水平投影面積とする。ただし、樹木、地被植物、花壇、その他これに類するもの、水流、池、その他これらに類するものを合計した面積の4分の1を超えない範囲とする。また、これらの水平投影面積と重複して計上することはできない。

なお、当該項目に係る用語を次の通り定義する。

樹 木：地上部の一部が木質化している植物。

地被植物：シバ、クローバーなどの草本やササ類、シダ植物、コケなど、地面を低く面的に覆う植物。

花 壇：草花を植えるために、土を盛り上げたり仕切を設けたりしたもの。年間を通じて適宜植え替えなどを行うことにより、概ね6ヶ月以上植物が植栽された状態にあるものを言う。

棚 も の：フジ棚、ブドウ棚、ヘチマ棚など、棚上に植物を仕立てるもので、アーチ状のものを含む。

水流、池：樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。修景のための浅い水盤や水泳プールのような人工的な水面や流れは含まない。

園路、土留、その他の施設：

園路、土留、樹木や植栽等と一体となった小規模な広場等が含まれる。

植栽基盤：樹木や地被植物の生育基盤で、一定の厚みを持つ土壌等のこと。プランタやコンテナ等の容器に土壌等を入れたものは、安定的に設置するもの（容量が概ね100リットル以上）を対象とする。

樹 冠：樹木の上部についている枝と葉の集まり。

樹冠投影面積：樹木が生長した時点を想定した樹冠の水平投影面積。

地 上：地面と一体となっている人工地盤を含む。

(2) 日射反射率の高い舗装材により被覆した面積の敷地面積に対する割合を10%以上とすること。

#### 【解説】

(2) 次式で算出される日射反射面積率が10%以上であること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。

日射反射面積率＝高反射性（低日射吸収率）舗装面積／敷地面積×100

高反射性（低日射吸収率）舗装面積とは、高反射性（低日射吸収率）舗装材により舗装された地表面面積とする。高反射性（低日射吸収率）舗装材は、JIS K 5602 で規定する試験方法（JIS K 5602 は塗膜の性能を規定したものであり、「塗膜」を「舗装材」に読み

替える。)に基づく日射反射率が明度に関わらず50%以上であることに適合すること。

(3) 緑化等の対策をした面積の屋根面に対する割合を20%以上とすること。

**【解説】**

(3) 次式で算出される屋根緑化等面積率が20%以上であること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。

**【1】 戸建住宅及び共同住宅等の住棟の認定の場合**

$$\text{屋根緑化等面積率} = \text{屋根緑化面積} / \text{屋根面積} \times 100$$

**【2】 非住宅建築物の認定の場合**

$$\text{屋根緑化等面積率} = \text{屋根緑化面積又は日射反射率の高い屋根材の採用面積の合計} / \text{屋根面積} \times 100$$

**【3】 複合建築物の認定の場合**

最上階が住宅の場合は【1】式にて、非住宅建築物の場合は【2】式にて算出

屋根緑化面積とは、屋根や屋上における緑化施設の水平投影面積の合計とし、屋根面積も同様に水平投影面積で算出する。緑化施設とは、(1)で示す緑化施設を指し、水平投影面積の算出方法もこれに準じること。

なお、建築物の認定の場合における日射反射率の高い屋根材としては、次の①、②のいずれかに該当するものをいう。

①JIS K 5675 に適合する屋根用高日射反射率塗料又は同等の性能及び品質の塗料で被覆された屋根材。

②JIS K 5602 で規定する試験方法 (JIS K5602 は塗膜の性能を規定したものであり、「塗膜」を「防水シート」に読み替える。)に基づく近赤外域 (780nm~2500nm) における日射反射率が50%以上である JIS A 6008 に適合する合成高分子系ルーフィングシート又は同等の性能と品質を有するもの。該当する製品としては、例えば合成高分子ルーフィング工業会規格 (KRK S-001 高反射率防水シート) に適合した製品等があげられる。

(4) 緑化対策をした面積の外壁面積に対する割合を10%以上とすること。

**【解説】**

(4) 次式で算出される壁面緑化面積率が10%以上であること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。緑化施設の採用面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下の方法とする。

$$\text{壁面緑化面積率} = \text{壁面緑化の採用面積の合計} / \text{外壁面積} \times 100$$

**① 垂直壁面の場合**

壁面緑化の採用面積は、緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計

(m) に1.0 (m) を乗じた値とする。ただし、同一壁面の複数箇所を緑化した場合などで、水平投影をした場合に重なる部分については重複できないものとする。

**② 傾斜壁面の場合**

壁面緑化の採用面積は、水平投影面積とし、「緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計（m）」に1.0（m）を乗じた値と比較して面積の大きい値を採用する。  
なお、緑化に使用する植物として1年草は含まず、外壁面積には扉や窓等を含むこととする。

(5) ((1)の割合、(2)の割合、(3)の割合の2分の1及び(4)の割合の合計を10%以上とすること。

**【解説】**

(5) (1)で規定する緑化等面積率、(2)で規定する日射反射面積率、(3)で規定する屋根緑化等面積率の2分の1及び(4)で規定する壁面緑化面積率の合計が10%以上であること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。

$$\begin{aligned} & \text{緑化等面積率} + \text{日射反射面積率} \\ & + \text{屋根緑化等面積率} \times 1/2 + \text{壁面緑化面積率} \geq 10\% \end{aligned}$$

6 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当する措置を講ずること。

**【解説】**

次のいずれかに該当すること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。また、住宅の用途に供する部分を含まない複合建築物は対象外となる。

- ① 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する劣化対策等級3に適合すること。
- ② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法第87号）に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を取得している又は認定基準に適合していること。

7 木造住宅又は木造建築物であること。

**【解説】**

半数以上の階の主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。）が木造であること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。

8 高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用していること。

**【解説】**

次のいずれかのセメントを構造耐力上主要な部分のいずれかに用いられていること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。

- ① JIS R 5211:2009 に規定する高炉セメント。
- ② JIS R 5213:2009 に規定するフライアッシュセメント。
- ③ 高炉スラグ、フライアッシュを混和材として利用したセメント。ただし、混和材の質量割合が高炉スラグにあつては JIS R 5211:2009、フライアッシュにあつては JIS R 5213:2009 に規定する以上のものに限る。

第2 建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、法第53条第1項に規定する所管行政庁が認めるものとする。

**【解説】**

標準的な建築物と比べて、低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めるものとする。例えば、建築環境総合性能評価システム「CASBEE」に基づき環境効率 BEE のランクが A 以上、又はライフサイクル CO<sub>2</sub>（温暖化影響チャート）のランクが☆☆☆以上を取得していることなどが目安として考えられるが、所管行政庁が認めるものであることが前提となるため、本項目を利用する際は事前に建設地の所管行政庁に確認を行う必要がある。

### 3章. 認定申請書・設計内容説明書の記入例 1 (一戸建ての専用住宅用)

1. 認定申請書（規則様式第五）

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名  
印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
- 住戸の部分のみ
- 建築物全体及び住戸の部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
  - ① 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
  - ② 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
  - ③ 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
  - ④ 複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4. 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。



様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

(第一面)

## 低炭素建築物新築等計画認定申請書

平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は  
 主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
 申請者の氏名又は名称 住宅太郎 印  
 代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

## 【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体  
 住戸の部分のみ  
 建築物全体及び住戸の部分

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

- この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
  - ① 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
  - ② 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
  - ③ 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
  - ④ 複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理人】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

<b>【ハ. 建築士事務所名】</b> ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 <b>【ニ. 郵便番号】</b> <b>【ホ. 所在地】</b> <b>【ヘ. 電話番号】</b> <b>【ト. 作成した設計図書】</b>
<b>【4. 確認の申請】</b> <input type="checkbox"/> 申請済 ( ) <input type="checkbox"/> 未申請 ( )
<b>【5. 備考】</b>

(注意)

- この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- 建築主が2者以上の場合は、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る低炭素建築物新築等計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
- 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

(第三面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 市街化区域等】	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【3. 敷地面積】	m <sup>2</sup>
【4. 建築面積】	m <sup>2</sup>
【5. 延べ面積】	m <sup>2</sup>
【6. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【7. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【8. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸
【9. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 該当する地域区分】	地域
【13. 非住宅部分の床面積】	( 床面積 ) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) 増築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) 改築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )

【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】

1. 一次エネルギー消費量に関する基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果

(

)

2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物（住宅の用途に供する部分）

外皮平均熱貫流率 W/(m<sup>2</sup>・K)

冷房期の平均日射熱取得率

特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果

(

)

(2) 非住宅建築物又は複合建築物（住宅以外の用途に供する部分）

年間熱負荷係数 MJ/(m<sup>2</sup>・年)（基準値 MJ/(m<sup>2</sup>・年)）

特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果

(

)

【15. 確認の特例】

法第54条第2項の規定による申出の有無  有  無

【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】

【17. 備考】

(注意)

- 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- 【12. 該当する地域区分】の欄は、建築物の低炭素化誘導基準（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準をいいます。以下同じ。）において定めるところにより、該当する地域区分を記載してください。
- 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【9. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- 【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- 【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。

「1. 一次エネルギー消費量に関する基準」は「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で、小数点第二位以下は切り上げた値を

記載してください。

「2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」の「(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分)」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「(2) 非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)」については、「年間熱負荷係数」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。「年間熱負荷係数」については、建築物の低炭素化誘導基準において定める「基準値」と併せて記載してください。「基準値」とは、年間熱負荷係数について基準とすべき値として建築物の低炭素化誘導基準において定めるものとします。

この欄における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量(1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。)として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量(換気による熱損失を除く。)を外皮等(外気等(住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根)、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。)面積の合計で除した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ⑤ 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
8. 【15. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
9. 【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。
10. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要な事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

## (第三面)

## 低炭素建築物新築等計画

## 1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇			
【2. 市街化区域等】	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域			
【3. 敷地面積】	165.00	m <sup>2</sup>		
【4. 建築面積】	70.67	m <sup>2</sup>		
【5. 延べ面積】	122.23	m <sup>2</sup>		
【6. 建築物の階数】	(地上)	2 階	(地下) 階	
【7. 建築物の用途】	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物			
【8. 建築物の住戸の数】	建築物全体		戸	
	認定申請対象住戸		戸	
【9. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修			
【10. 構造】	木 造	一部	造	
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による			
【12. 該当する地域区分】	6	地域		
【13. 非住宅部分の床面積】	( 床面積 )	( 開放部分を除いた部分の床面積 )		
【イ. 新築】	(	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 (	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )
	増築部分 (	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体 (	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )
	改築部分 (	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )

【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】

1. 一次エネルギー消費量に関する基準

基準一次エネルギー消費量      ○○ GJ/年

設計一次エネルギー消費量      ○○ GJ/年

特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果

(

)

2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物（住宅の用途に供する部分）

外皮平均熱貫流率      ○○ W/(m<sup>2</sup>・K)

冷房期の平均日射熱取得率      ○○

特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果

(

)

(2) 非住宅建築物又は複合建築物（住宅以外の用途に供する部分）

年間熱負荷係数      MJ/(m<sup>2</sup>・年)（基準値      MJ/(m<sup>2</sup>・年)）

特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果

(

)

【15. 確認の特例】

法第54条第2項の規定による申出の有無       有       無

【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】

【17. 備考】

(注意)

- 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- 【12. 該当する地域区分】の欄は、建築物の低炭素化誘導基準（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準をいいます。以下同じ。）において定めるところにより、該当する地域区分を記載してください。
- 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【9. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- 【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- 【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。

「1. 一次エネルギー消費量に関する基準」は「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で、小数点第二位以下は切り上げた値を



記載してください。

「2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」の「(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分)」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「(2) 非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)」については、「年間熱負荷係数」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。「年間熱負荷係数」については、建築物の低炭素化誘導基準において定める「基準値」と併せて記載してください。「基準値」とは、年間熱負荷係数について基準とすべき値として建築物の低炭素化誘導基準において定めるものとします。

この欄における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量(1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。)として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量(換気による熱損失を除く。)を外皮等(外気等(住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根)、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。)面積の合計で除した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ⑤ 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
8. 【15. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
9. 【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。
10. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要な事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

【1. 付近見取図】

【2. 配置図】

(注意)

1. この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
2. 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
3. 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

(第六面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第六面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

[建築主が所有者の場合] 建築に要する費用約3000万円
[建築主が所有者でない（事業者）の場合] 建築費約〇〇万円

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	平成〇〇年〇〇月〇〇日
[工事の完了の予定年月日]	平成〇〇年〇〇月〇〇日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

## 2. 設計内容説明書（参考様式1）

### 一戸建ての住宅用（新築）

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容確認欄	
		項目	設計内容	記載図書		
1. 躯体の外皮性能等	外皮性能等に係る基本事項	地域区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 7地域 <input type="checkbox"/> 8地域	<input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>		
		住宅の構造	<input type="checkbox"/> 木造住宅（ <input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 桝組工法 ） <input type="checkbox"/> 鉄骨造住宅 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 <input type="checkbox"/> その他			
	外皮等面積	面積 ( ) 【m <sup>2</sup> 】				
	外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率 (U <sub>a</sub> ) ( ) 【W/m <sup>2</sup> K】				
	外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率の計算値(η <sub>AC</sub> ) ( ) 【-】 暖房期の平均日射熱取得率の計算値(η <sub>AH</sub> ) ( ) 【-】				
2. 一次エネルギー消費量	一次エネルギーに係る基本事項	面積等	床面積の合計 ( ) m <sup>2</sup> 主たる居室の面積 ( ) m <sup>2</sup> その他の居室の面積 ( ) m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 面積表		
		年間日射地域区分	<input type="checkbox"/> 太陽光発電又は太陽給湯設備を採用			<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/>
		自然風利用	<input type="checkbox"/> 自然風を利用 主たる居室 ( ) 回/h以上 その他居室 ( ) 回/h以上			
	蓄熱利用	<input type="checkbox"/> 蓄熱の利用				
	設備機器に係る概要	暖房方式	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>		
		冷房方式	<input type="checkbox"/> ( )			
		換気設備方式	<input type="checkbox"/> ( )			
給湯設備		<input type="checkbox"/> 給湯熱源機 ( ) 配管方式 <input type="checkbox"/> 先分岐方式 <input type="checkbox"/> ヘッダー方式 水栓 <input type="checkbox"/> 節湯水栓等を使用 浴槽 <input type="checkbox"/> 高断熱浴槽を使用 太陽熱給湯 <input type="checkbox"/> 太陽熱給湯を使用				
照明設備		<input type="checkbox"/> 主たる居室 ( ) <input type="checkbox"/> その他居室 ( ) <input type="checkbox"/> 非居室 ( )				
	太陽光発電の使用について	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>			

		コージェネレーションの使用について	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>		
3. その他基準	第1 (2項目 適合)	節水措置	<input type="checkbox"/> 節水便器の設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>		
		雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井戸水利用 <input type="checkbox"/> 雑排水利用			
		一次エネ削減	<input type="checkbox"/> HEMSの採用			
		蓄電池使用	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーと連携した定置型蓄電池の採用			
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等			<input type="checkbox"/> 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上
			敷地の高反射性塗装			<input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上
			屋上緑化等			<input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上
			壁面緑化等			<input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 <input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%
		劣化軽減	<input type="checkbox"/> 劣化対策等級3以上			
	木造住宅・建築物	<input type="checkbox"/> 木造住宅				
高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用					
第2 (1項目 適合)	所管行政庁の認めるもの	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/>			

(記入例)

建築物の名称	住宅太郎邸新築工事
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
設計者氏名	低炭 素子
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 躯体の外皮性能等	外皮性能等に係る基本事項	地域区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input checked="" type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 7地域 <input type="checkbox"/> 8地域	<input checked="" type="checkbox"/> 計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 仕上表 <input checked="" type="checkbox"/> 建具表 <input checked="" type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		住宅の構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造住宅 ( <input checked="" type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法 ) <input type="checkbox"/> 鉄骨造住宅 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 (組石造含む。) 住宅 <input type="checkbox"/> その他		
	外皮等面積	面積 ( 312.23 ) 【m <sup>2</sup> 】			
	外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率 (U <sub>A</sub> ) ( 0.80 ) 【W/m <sup>2</sup> K】			
	外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率の計算値 (η <sub>AC</sub> ) ( 2.5 ) 【-】 暖房期の平均日射熱取得率の計算値 (η <sub>AH</sub> ) ( 8.1 ) 【-】			
2. 一次エネルギーに係る基本事項 一次消費量	一次エネルギーに係る基本事項	面積等	床面積の合計 ( 122.23 ) m <sup>2</sup> 主たる居室の面積 ( 41.39 ) m <sup>2</sup> その他の居室の面積 ( 57.11 ) m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 面積表	
		年間日射地域区分	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電又は太陽給湯設備を採用	<input type="checkbox"/> 平面図	
		自然風利用	<input type="checkbox"/> 自然風を利用 主たる居室 (   ) 回/h以上 その他居室 (   ) 回/h以上	<input checked="" type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> 計算書	
	設備機器に係る概要	蓄熱利用	<input type="checkbox"/> 蓄熱の利用	<input type="checkbox"/>	
		暖房方式	<input checked="" type="checkbox"/> ( 「主たる居室」と「その他居室」の両方 ) あるいは片方に暖房設置	<input checked="" type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		冷房方式	<input checked="" type="checkbox"/> ( 「主たる居室」と「その他居室」の両方 ) あるいは片方に暖房設置	<input checked="" type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		換気設備方式	<input checked="" type="checkbox"/> ( 壁付け式第2種または第3種換気設備 )	<input checked="" type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		給湯設備	<input checked="" type="checkbox"/> 給湯熱源機 ( ガス給湯器 ) 配管方式 <input type="checkbox"/> 先分岐方式 <input checked="" type="checkbox"/> ヘッダー方式 水栓 <input type="checkbox"/> 節湯水栓等を使用 浴槽 <input type="checkbox"/> 高断熱浴槽を使用 太陽熱給湯 <input type="checkbox"/> 太陽熱給湯を使用	<input checked="" type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		照明設備	<input checked="" type="checkbox"/> 主たる居室 ( 設置 (白熱灯不使用) ) <input checked="" type="checkbox"/> その他居室 ( 設置 (白熱灯不使用) ) <input checked="" type="checkbox"/> 非居室 ( 設置 (白熱灯不使用) )	<input checked="" type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		太陽光発電の使用について	<input checked="" type="checkbox"/> ( 使用する )	<input checked="" type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	

(記入例)

		コージェネレーションの使用について	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
3. その他基準	第1 (2項目 適合)	節水措置	<input checked="" type="checkbox"/> 節水便器の設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 仕上表 <input checked="" type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井戸水利用 <input type="checkbox"/> 雑排水利用		
		一次エネ削減	<input type="checkbox"/> HEMSの採用		
		蓄電池使用	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーと連携した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 <input type="checkbox"/> 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		
			敷地の高反射性塗装 <input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上		
			屋上緑化等 <input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上		
	壁面緑化等 <input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 <input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%				
劣化軽減	<input type="checkbox"/> 劣化対策等級3以上				
木造住宅・建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 木造住宅				
高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用				
第2 (1項目 適合)	所管行政庁の認めるもの	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/>		



## 4 章. 認定申請書・設計内容説明書の記入例 2 (共同住宅等用)

1. 認定申請書（規則様式第五）

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
- 住戸の部分のみ
- 建築物全体及び住戸の部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
  - ① 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
  - ② 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
  - ③ 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
  - ④ 複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4. 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

(第一面)

低炭素建築物新築等計画認定申請書

平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
申請者の氏名又は名称 住宅太郎 印  
代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
- 住戸の部分のみ
- 建築物全体及び住戸の部分

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
  - ①一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
  - ②共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
  - ③非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
  - ④複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4. 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理人】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

<b>【ハ. 建築士事務所名】</b> ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 <b>【ニ. 郵便番号】</b> <b>【ホ. 所在地】</b> <b>【ヘ. 電話番号】</b> <b>【ト. 作成した設計図書】</b>
<b>【4. 確認の申請】</b> <input type="checkbox"/> 申請済 ( ) <input type="checkbox"/> 未申請 ( )
<b>【5. 備考】</b>

(注意)

- この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- 建築主が 2 者以上の場合、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第 3 条又は第 65 条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る低炭素建築物新築等計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
- 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

(第三面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 市街化区域等】	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【3. 敷地面積】	m <sup>2</sup>
【4. 建築面積】	m <sup>2</sup>
【5. 延べ面積】	m <sup>2</sup>
【6. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【7. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【8. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸
【9. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 該当する地域区分】	地域
【13. 非住宅部分の床面積】	( 床面積 ) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) 増築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) 改築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	
1. 一次エネルギー消費量に関する基準	
<input type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量	GJ/年



び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「(2) 非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)」については、「年間熱負荷係数」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。「年間熱負荷係数」については、建築物の低炭素化誘導基準において定める「基準値」と併せて記載してください。「基準値」とは、年間熱負荷係数について基準とすべき値として建築物の低炭素化誘導基準において定めるものとします。

この欄における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量(1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。)として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量(換気による熱損失を除く。)を外皮等(外気等(住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根)、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。)面積の合計で除した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ⑤ 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
8. 【15. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
9. 【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。
10. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。



## (第三面)

## 低炭素建築物新築等計画

## 1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 共同ハイツ				
【2. 市街化区域等】	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域				
【3. 敷地面積】	1092.42	m <sup>2</sup>			
【4. 建築面積】	406.60	m <sup>2</sup>			
【5. 延べ面積】	3508.73	m <sup>2</sup>			
【6. 建築物の階数】	(地上)	10 階	(地下) 1 階		
【7. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物				
【8. 建築物の住戸の数】	建築物全体                      47 戸 認定申請対象住戸                9 戸				
【9. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修				
【10. 構造】	鉄筋コンクリート 造 一部 造				
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による				
【12. 該当する地域区分】	6 地域				
【13. 非住宅部分の床面積】	( 床面積 ) (開放部分を除いた部分の床面積)				
【イ. 新築】	(	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )	
【ロ. 増築】	全体	(	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )
	増築部分	(	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体	(	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )
	改築部分	(	m <sup>2</sup> )	(	m <sup>2</sup> )
【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	1. 一次エネルギー消費量に関する基準				
	<input checked="" type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量    〇〇 GJ/年				

設計一次エネルギー消費量 ○○ GJ/年 <input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ( )
2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準 (1) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物（住宅の用途に供する部分） <input checked="" type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率 ○○ W/(m <sup>2</sup> ・K) 冷房期の平均日射熱取得率 ○○  <input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ( )
(2) 非住宅建築物又は複合建築物（住宅以外の用途に供する部分） <input type="checkbox"/> 年間熱負荷係数 MJ/(m <sup>2</sup> ・年)（基準値 MJ/(m <sup>2</sup> ・年)） <input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ( )
<b>【15. 確認の特例】</b> 法第54条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
<b>【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】</b>
<b>【17. 備考】</b>

(注意)

- 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- 【12. 該当する地域区分】の欄は、建築物の低炭素化誘導基準（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準をいいます。以下同じ。）において定めるところにより、該当する地域区分を記載してください。
- 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【9. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- 【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- 【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。

「1. 一次エネルギー消費量に関する基準」は「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。

「2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」の「(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物（住宅の用途に供する部分）」については、「外皮平均熱貫流率」及

び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「(2) 非住宅建築物又は複合建築物（住宅以外の用途に供する部分）」については、「年間熱負荷係数」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。「年間熱負荷係数」については、建築物の低炭素化誘導基準において定める「基準値」と併せて記載してください。「基準値」とは、年間熱負荷係数について基準とすべき値として建築物の低炭素化誘導基準において定めるものとします。

この欄における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ⑤ 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
8. 【15. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
9. 【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。
10. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

【 1 . 付近見取図】

【 2 . 配置図】

(注意)

1. この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
2. 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
3. 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

(第五面)

[申請に係る住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m <sup>2</sup>
【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】	
1. 一次エネルギー消費量に関する基準	
<input type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
<input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果	( )
2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準	
<input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率	W/(m <sup>2</sup> ・K)
冷房期の平均日射熱取得率	
<input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果	( )

(注意)

1. この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
2. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
3. 【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第三面の注意7のとおりとします。

「1. 一次エネルギー消費量に関する基準」は「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。

「2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。
4. この面は、他の制度の申請書の写しに必要な事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

## (第五面)

## 〔申請に係る住戸に関する事項〕

【1. 住戸の番号】	205、305、405、505、605、705、805、905、1005
【2. 住戸の存する階】	2～10 階
【3. 専用部分の床面積】	83.20 m <sup>2</sup>
【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】	
1. 一次エネルギー消費量に関する基準	
<input checked="" type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量	○○ GJ/年
設計一次エネルギー消費量	○○ GJ/年
<input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果	( )
2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準	
<input checked="" type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率	○○W/(m <sup>2</sup> ・K)
冷房期の平均日射熱取得率	○○
<input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果	( )

## (注意)

- この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
- 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- 【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第三面の注意7のとおりとします。  
「1. 一次エネルギー消費量に関する基準」は「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。  
「2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。
- この面は、他の制度の申請書の写しに必要な事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第六面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第六面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

建築費約〇〇万円

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	平成〇〇年〇〇月〇〇日
[工事の完了の予定年月日]	平成〇〇年〇〇月〇〇日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。



## 2. 設計内容説明書（参考様式1）

### 共同住宅等用

#### その1 共用部（新築）

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 躯体の外皮性能等	外皮性能等に係る基本事項	地域区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 7地域 <input type="checkbox"/> 8地域	<input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		住宅の構造	<input type="checkbox"/> 木造住宅（ <input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法 ） <input type="checkbox"/> 鉄骨造住宅 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 <input type="checkbox"/> その他		
2. 一次エネルギー消費量	空調	空調ゾーン		■様式 2-1	
		外壁構成		■様式 2-2	
		窓仕様		■様式 2-3	
		外皮仕様		■様式 2-4	
		熱源入力		■様式 2-5	
		二次ポンプ		■様式 2-6	
		空調機		■様式 2-7	
	換気	換気対象室		■様式 3-1	
		給排気送風機		■様式 3-2	
		換気代替空調機		■様式 3-3	
	給湯	給湯対象室		■様式 4-1	
		給湯機器		■様式 4-2	
	照明	照明		■様式 5	
太陽光発電			■様式		
3. その他基準	第1（2項目適合）	節水措置	<input type="checkbox"/> 節水便器の設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井戸水利用 <input type="checkbox"/> 雑排水利用		
		一次エネ削減	<input type="checkbox"/> HEMSの採用		
		蓄電池使用	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーと連携した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等	<input type="checkbox"/> 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上	
			敷地の高反射性塗装	<input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上	
			屋上緑化等	<input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上	
壁面緑化等	<input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 <input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%				

		劣化軽減	<input type="checkbox"/> 劣化対策等級3以上	
		木造住宅・建築物	<input type="checkbox"/> 木造住宅	
		高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用	
	第2 (1項目 適合)	所管行政庁の認めるもの	<input type="checkbox"/> ( )	

(記入例)

建築物の名称	共同ハイツ
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3
設計者氏名	低炭 素子
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 躯体の外皮性能等	外皮性能等に係る基本事項	地域区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input checked="" type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 7地域 <input type="checkbox"/> 8地域	<input checked="" type="checkbox"/> 計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 仕上表 <input checked="" type="checkbox"/> 建具表 <input checked="" type="checkbox"/> 炬計図 <input type="checkbox"/>	
		住宅の構造	<input type="checkbox"/> 木造住宅 ( <input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法 ) <input type="checkbox"/> 鉄骨造住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 (組石造含む。) 住宅 <input type="checkbox"/> その他		
2. 一次エネルギー消費量	空調	空調ゾーン		■ 様式 2-1	
		外壁構成		■ 様式 2-2	
		窓仕様		■ 様式 2-3	
		外皮仕様		■ 様式 2-4	
		熱源入力		■ 様式 2-5	
		二次ポンプ		■ 様式 2-6	
		空調機		■ 様式 2-7	
	換気	換気対象室		■ 様式 3-1	
		給排気送風機		■ 様式 3-2	
		換気代替空調機		■ 様式 3-3	
	給湯	給湯対象室		■ 様式 4-1	
		給湯機器		■ 様式 4-2	
	照明	照明		■ 様式 5	
太陽光発電			■ 様式		
3. その他基準	第1 (2項目適合)	節水措置	<input checked="" type="checkbox"/> 節水便器の設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 仕上表 <input checked="" type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井戸水利用 <input type="checkbox"/> 雑排水利用		
		一次エネ削減	<input type="checkbox"/> HEMSの採用		
		蓄電池使用	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーと連携した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等	<input type="checkbox"/> 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上 <input type="checkbox"/> 敷地の高反射性塗装	<input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上
			屋上緑化等	<input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上	
			壁面緑化等	<input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 <input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%	

	劣化軽減	<input type="checkbox"/> 劣化対策等級3以上		
	木造住宅・建築物	<input type="checkbox"/> 木造住宅		
	高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用		
第2 (1項目 適合)	所管行政庁の認めるもの	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/>	

その2 住戸部（新築）

住戸番号	
建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 躯体の外皮性能等	外皮性能等に係る基本事項	地域区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 7地域 <input type="checkbox"/> 8地域	<input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		住宅の構造	<input type="checkbox"/> 木造住宅（ <input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法 ） <input type="checkbox"/> 鉄骨造住宅 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 <input type="checkbox"/> その他		
	外皮等面積	面積 ( ) 【m <sup>2</sup> 】			
	外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率 (U <sub>A</sub> ) ( ) 【W/m <sup>2</sup> K】			
	外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率の計算値(η <sub>AC</sub> ) ( ) 【-】 暖房期の平均日射熱取得率の計算値(η <sub>AH</sub> ) ( ) 【-】			
2. 一次エネルギー消費量	一次エネルギーに係る基本事項	面積等	床面積の合計 ( ) m <sup>2</sup> 主たる居室の面積 ( ) m <sup>2</sup> その他の居室の面積 ( ) m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 面積表	
		年間日射地域区分	<input type="checkbox"/> 太陽光発電又は太陽給湯設備を採用	<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/>	
		自然風利用	<input type="checkbox"/> 自然風を利用 主たる居室 ( ) 回/h以上 その他居室 ( ) 回/h以上		
	蓄熱利用	<input type="checkbox"/> 蓄熱の利用			
	設備機器に係る概要	暖房方式	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		冷房方式	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		換気設備方式	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		給湯設備	<input type="checkbox"/> 給湯熱源機 ( ) 配管方式 <input type="checkbox"/> 先分岐方式 <input type="checkbox"/> ヘッダー方式 水栓 <input type="checkbox"/> 節湯水栓等を使用 浴槽 <input type="checkbox"/> 高断熱浴槽を使用 太陽熱給湯 <input type="checkbox"/> 太陽熱給湯を使用	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		照明設備	<input type="checkbox"/> 主たる居室 ( ) <input type="checkbox"/> その他居室 ( ) <input type="checkbox"/> 非居室 ( )	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	

		太陽光発電の使用について	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>		
		コージェネレーションの使用について	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>		
3. その他基準	第1 (2項目 適合)	節水措置	<input type="checkbox"/> 節水便器の設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>		
		雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井戸水利用 <input type="checkbox"/> 雑排水利用			
		一次エネ削減	<input type="checkbox"/> HEMSの採用			
		蓄電池使用	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーと連携した定置型蓄電池の採用			
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等			<input type="checkbox"/> 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上
			敷地の高反射性塗装			<input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上
			屋上緑化等			<input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上
			壁面緑化等			<input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 <input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%
		劣化軽減	<input type="checkbox"/> 劣化対策等級3以上			
	木造住宅・建築物	<input type="checkbox"/> 木造住宅				
高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュセメントを混和材として利用					
第2 (1項目 適合)	所管行政庁の認めるもの	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/>			

(記入例)

住戸番号	205、305、405、505、605、705、805、905、1005
建築物の名称	共同ハイツ
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
設計者氏名	低炭 素子
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容 確認欄	
		項目	設計内容	記載図書		
1. 躯体の外皮性能等	外皮性能等に係る基本事項	地域区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input checked="" type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 7地域 <input type="checkbox"/> 8地域	<input checked="" type="checkbox"/> 計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 仕上表 <input checked="" type="checkbox"/> 建具表 <input checked="" type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>		
		住宅の構造	<input type="checkbox"/> 木造住宅 ( <input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法 ) <input type="checkbox"/> 鉄骨造住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 (組石造含む。) 住宅 <input type="checkbox"/> その他			
	外皮等面積	面積 ( 180.5 ) 【m <sup>2</sup> 】				
	外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率 (U <sub>a</sub> ) ( 0.8 ) 【W/m <sup>2</sup> K】				
	外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率の計算値(η <sub>AC</sub> ) ( 2.5 ) 【-】 暖房期の平均日射熱取得率の計算値(η <sub>AH</sub> ) ( 5.6 ) 【-】				
2. 一次エネルギー消費量	一次エネルギーに係る基本事項	面積等	床面積の合計 ( 83.20 ) m <sup>2</sup> 主たる居室の面積 ( 23.76 ) m <sup>2</sup> その他の居室の面積 ( 26.58 ) m <sup>2</sup>	<input checked="" type="checkbox"/> 面積表		
		年間日射地域区分	<input type="checkbox"/> 太陽光発電又は太陽給湯設備を採用			<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/>
		自然風利用	<input type="checkbox"/> 自然風を利用 主たる居室 ( ) 回/h以上 その他居室 ( ) 回/h以上			
	蓄熱利用	<input type="checkbox"/> 蓄熱の利用				
	設備機器に係る概要	暖房方式	<input checked="" type="checkbox"/> ( 「主たる居室」と「その他居室」の両方 ) あるいは片方に暖房設置	<input checked="" type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>		
		冷房方式	<input checked="" type="checkbox"/> ( 「主たる居室」と「その他居室」の両方 ) あるいは片方に暖房設置			
		換気設備方式	<input checked="" type="checkbox"/> ( 壁付け式第2種または第3種換気設備 )			
		給湯設備	<input checked="" type="checkbox"/> 給湯熱源機 ( ガス給湯器 ) 配管方式 <input type="checkbox"/> 先分岐方式 <input checked="" type="checkbox"/> ヘッダー方式 水栓 <input type="checkbox"/> 節湯水栓等を使用 浴槽 <input type="checkbox"/> 高断熱浴槽を使用 太陽熱給湯 <input type="checkbox"/> 太陽熱給湯を使用			
		照明設備	<input checked="" type="checkbox"/> 主たる居室 ( 設置 (白熱灯不使用) ) <input checked="" type="checkbox"/> その他居室 ( 設置 (白熱灯不使用) ) <input checked="" type="checkbox"/> 非居室 ( 設置 (白熱灯不使用) )			

		太陽光発電の使用について	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		コージェネレーションの使用について	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
3. その他基準	第1 (2項目 適合)	節水措置	<input checked="" type="checkbox"/> 節水便器の設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 仕上表 <input checked="" type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井戸水利用 <input type="checkbox"/> 雑排水利用		
		一次エネ削減	<input type="checkbox"/> HEMSの採用		
		蓄電池使用	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーと連携した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 <input type="checkbox"/> 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		
			敷地の高反射性塗装 <input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上		
			屋上緑化等 <input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上		
			壁面緑化等 <input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 <input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%		
		劣化軽減	<input checked="" type="checkbox"/> 劣化対策等級3以上		
	木造住宅・建築物	<input type="checkbox"/> 木造住宅			
高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュセメントを混和材として利用				
第2 (1項目 適合)	所管行政庁の認めるもの	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/>		



**5 章. 認定申請書・設計内容説明書の記入例 3 (非住宅用)**

1. 認定申請書（規則様式第五）

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
- 住戸の部分のみ
- 建築物全体及び住戸の部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
  - ① 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
  - ② 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
  - ③ 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
  - ④ 複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4. 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

(第一面)

## 低炭素建築物新築等計画認定申請書

平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は  
 主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
 申請者の氏名又は名称 住宅太郎 印  
 代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

## 【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体  
 住戸の部分のみ  
 建築物全体及び住戸の部分

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

- この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
  - ① 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
  - ② 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
  - ③ 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
  - ④ 複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理人】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

<b>【ハ. 建築士事務所名】</b> (       ) 建築士事務所 (       ) 知事登録第       号 <b>【ニ. 郵便番号】</b> <b>【ホ. 所在地】</b> <b>【ヘ. 電話番号】</b> <b>【ト. 作成した設計図書】</b>
<b>【4. 確認の申請】</b> <input type="checkbox"/> 申請済 (       ) <input type="checkbox"/> 未申請 (       )
<b>【5. 備考】</b>

(注意)

- この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- 建築主が 2 者以上の場合、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第 3 条又は第 65 条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る低炭素建築物新築等計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
- 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

## (第二面)

## [建築主等に関する事項]

## 【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ジュウタク タロウ  
 【ロ. 氏名】 住宅 太郎  
 【ハ. 郵便番号】 000-0000  
 【ニ. 住所】 ○○県○○市○○町○—○—○  
 【ホ. 電話番号】 000-000-0000

## 【2. 代理者】

【イ. 資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 建設大臣 ) 登録第 ○○○○○号  
 【ロ. 氏名】 江戸 次郎  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( 1級 ) 建築士事務所 ( ○○ ) 知事登録第○○○○○号  
 【ニ. 郵便番号】 000-0001  
 【ホ. 所在地】 ○○県○○市△△町△—△—△  
 【ヘ. 電話番号】 000-000-9999

## 【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 建設大臣 ) 登録第 ○○○○○号  
 【ロ. 氏名】 江戸 次郎  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( 1級 ) 建築士事務所 ( ○○ ) 知事登録第○○○○○号  
 【ニ. 郵便番号】 000-0001  
 【ホ. 所在地】 ○○県○○市△△町△—△—△  
 【ヘ. 電話番号】 000-000-9999  
 【ト. 作成した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ヘ. 電話番号】  
 【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ヘ. 電話番号】  
 【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】

<b>【ハ. 建築士事務所名】</b> ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 <b>【ニ. 郵便番号】</b> <b>【ホ. 所在地】</b> <b>【ヘ. 電話番号】</b> <b>【ト. 作成した設計図書】</b>
<b>【4. 確認の申請】</b> <input checked="" type="checkbox"/> 申請済 ( 名称 : ○○評価機関 所在地 : ○○県○○市○○町 ) <input type="checkbox"/> 未申請 ( )
<b>【5. 備考】</b>

(注意)

- この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- 建築主が 2 者以上の場合、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第 3 条又は第 65 条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る低炭素建築物新築等計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
- 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。

(第三面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 市街化区域等】	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【3. 敷地面積】	m <sup>2</sup>
【4. 建築面積】	m <sup>2</sup>
【5. 延べ面積】	m <sup>2</sup>
【6. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【7. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【8. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸
【9. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 該当する地域区分】	地域
【13. 非住宅部分の床面積】	( 床面積 ) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) 増築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) 改築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	
1. 一次エネルギー消費量に関する基準	
<input type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量	GJ/年





び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「(2) 非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)」については、「年間熱負荷係数」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。「年間熱負荷係数」については、建築物の低炭素化誘導基準において定める「基準値」と併せて記載してください。「基準値」とは、年間熱負荷係数について基準とすべき値として建築物の低炭素化誘導基準において定めるものとします。

この欄における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量(1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。)として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量(換気による熱損失を除く。)を外皮等(外気等(住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根)、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。)面積の合計で除した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ⑤ 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
8. 【15. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
9. 【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。
10. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

## (第三面)

## 低炭素建築物新築等計画

## 1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇ビル	
【2. 市街化区域等】	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域	
【3. 敷地面積】	1650.42	m <sup>2</sup>
【4. 建築面積】	1206.60	m <sup>2</sup>
【5. 延べ面積】	9508.73	m <sup>2</sup>
【6. 建築物の階数】	(地上) 9 階	(地下) 1 階
【7. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input checked="" type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物	
【8. 建築物の住戸の数】	建築物全体	戸
	認定申請対象住戸	戸
【9. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修	
【10. 構造】	鉄筋コンクリート 造	一部 造
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による	
【12. 該当する地域区分】	6	地域
【13. 非住宅部分の床面積】	( 床面積 ) (開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】	( 9508.73 m <sup>2</sup> )	( 9508.73 m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
	増築部分 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
	改築部分 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	1. 一次エネルギー消費量に関する基準	
	<input checked="" type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量 〇〇 GJ/年	

<p>設計一次エネルギー消費量 ○○ GJ/年</p> <p><input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ( )</p> <p>2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準</p> <p>(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物（住宅の用途に供する部分）</p> <p><input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率 W/(m<sup>2</sup>・K)</p> <p>冷房期の平均日射熱取得率</p> <p><input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ( )</p> <p>(2) 非住宅建築物又は複合建築物（住宅以外の用途に供する部分）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 年間熱負荷係数 ○○ MJ/(m<sup>2</sup>・年)（基準値 ○○ MJ/(m<sup>2</sup>・年)）</p> <p><input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果 ( )</p>
<p>【15. 確認の特例】</p> <p>法第54条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>
<p>【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】</p>
<p>【17. 備考】</p>

(注意)

- 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- 【12. 該当する地域区分】の欄は、建築物の低炭素化誘導基準（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準をいいます。以下同じ。）において定めるところにより、該当する地域区分を記載してください。
- 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【9. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- 【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- 【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。

「1. 一次エネルギー消費量に関する基準」は「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。

「2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」の「(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物（住宅の用途に供する部分）」については、「外皮平均熱貫流率」及

び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「(2) 非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)」については、「年間熱負荷係数」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。「年間熱負荷係数」については、建築物の低炭素化誘導基準において定める「基準値」と併せて記載してください。「基準値」とは、年間熱負荷係数について基準とすべき値として建築物の低炭素化誘導基準において定めるものとします。

この欄における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量(1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。)として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量(換気による熱損失を除く。)を外皮等(外気等(住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根)、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。)面積の合計で除した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ⑤ 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
8. 【15. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
9. 【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。
10. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

【1. 付近見取図】

【2. 配置図】

(注意)

1. この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
2. 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
3. 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

(第四面)

【1. 付近見取図】

(省略)

【2. 配置図】

(省略)

(注意)

1. この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
2. 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
3. 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

(第六面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。



(第六面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

建築に要する費用約〇〇万円

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	平成〇〇年〇〇月〇〇日
[工事の完了の予定年月日]	平成〇〇年〇〇月〇〇日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

2. 設計内容説明書（参考様式1）  
非住宅用（新築）

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容確認欄		
		項目	設計内容	記載図書			
1. 躯体の外皮性	外皮性能等に係る基	地域区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 7地域 <input type="checkbox"/> 8地域	■様式0 <input type="checkbox"/> 概要書 <input type="checkbox"/> 用途分類図 <input type="checkbox"/> 面積表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/>			
		建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造（ <input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法 ） <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造（組石造含む。） <input type="checkbox"/> その他				
		階数	・地上（     ）階、地下（     ）階				
		面積	・敷地面積（     ）㎡ ・建築面積（     ）㎡ ・延べ面積（     ）㎡				
		年間熱負荷係数	（     ）MJ/(㎡・年) <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 物品店舗等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td><input type="checkbox"/> 図書館等</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/> 体育館等</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/> 映画館等</td></tr> </table>			<input type="checkbox"/> 図書館等	<input type="checkbox"/> 体育館等
<input type="checkbox"/> 図書館等							
<input type="checkbox"/> 体育館等							
<input type="checkbox"/> 映画館等							
2. 一次エネルギー消費量	空調	空調ゾーン		■様式2-1			
		外壁構成		■様式2-2			
		窓仕様		■様式2-3			
		外皮仕様		■様式2-4			
		熱源入力		■様式2-5			
		二次ポンプ		■様式2-6			
		空調機		■様式2-7			
	換気	換気対象室		■様式3-1			
		給排気送風機		■様式3-2			
		換気代替空調機		■様式3-3			
	給湯	給湯対象室		■様式4-1			
		給湯機器		■様式4-2			
	照明	照明		■様式5			
	昇降機	昇降機		■様式6			
	エネルギー利用効率化設備	太陽光発電等		■様式7-1			
	3. その他基準	第1（2項目適合）	節水措置	<input type="checkbox"/> 節水便器の設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置		<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	

	雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井戸水利用 <input type="checkbox"/> 雑排水利用		
	一次エネ削減	<input type="checkbox"/> BEMSの採用		
	蓄電池使用	再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
	ヒートアイランド対策 木造住宅・建築物	敷地緑化等 <input type="checkbox"/> 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		
		敷地の高反射性塗装 <input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上		
		屋上緑化等 <input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上		
		壁面緑化等 <input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上		
		緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%		
		<input type="checkbox"/> 木造建築物 <input type="checkbox"/>		
	高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用		
第2 (1項目 適合)	所管行政庁の認めるもの	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/>	

(記入例)

建築物の名称	〇〇ビル
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
設計者氏名	低炭 素子
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 躯体の外皮性	外皮性能等に係る基	地域区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input checked="" type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 7地域 <input type="checkbox"/> 8地域	<input checked="" type="checkbox"/> 様式 0 <input checked="" type="checkbox"/> 概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 用途分類図 <input checked="" type="checkbox"/> 面積表 <input checked="" type="checkbox"/> 平面図 <input checked="" type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/>	
		建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 ( <input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法 ) <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 (組石造含む。) <input type="checkbox"/> その他		
		階数	・地上 ( 9 ) 階、地下 ( 1 ) 階		
		面積	・敷地面積 ( 1650.42 ) m <sup>2</sup> ・建築面積 ( 1205.60 ) m <sup>2</sup> ・延べ面積 ( 9508.73 ) m <sup>2</sup>		
		年間熱負荷係数	( ) MJ/(m <sup>2</sup> ・年)	<input checked="" type="checkbox"/> PAL*計算表 <input checked="" type="checkbox"/> 概要書	
		<input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 物品店舗等 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等	<input type="checkbox"/> 図書館等 <input type="checkbox"/> 体育館等 <input type="checkbox"/> 映画館等		
2. 一次エネルギー消費量	空調	空調ゾーン		■様式 2-1	
		外壁構成		■様式 2-2	
		窓仕様		■様式 2-3	
		外皮仕様		■様式 2-4	
		熱源入力		■様式 2-5	
		二次ポンプ		■様式 2-6	
		空調機		■様式 2-7	
	換気	換気対象室		■様式 3-1	
		給排気送風機		■様式 3-2	
		換気代替空調機		■様式 3-3	
	給湯	給湯対象室		■様式 4-1	
		給湯機器		■様式 4-2	
	照明	照明		■様式 5	
昇降機	昇降機		■様式 6		
エネルギー利用率設備	太陽光発電等		■様式 7-1		
3. その他基準	第1 (2項目適合)	節水措置	<input checked="" type="checkbox"/> 節水便器の設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 仕上表 <input checked="" type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	

	雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井戸水利用 <input type="checkbox"/> 雑排水利用		
	一次エネ削減	<input checked="" type="checkbox"/> BEMSの採用		
	蓄電池使用	再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
	ヒートアイランド対策 木造住宅・建築物	敷地緑化等 <input type="checkbox"/> 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		
		敷地の高反射性塗装 <input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上		
		屋上緑化等 <input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上		
		壁面緑化等 <input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上		
		緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%		
		<input type="checkbox"/> 木造建築物 <input type="checkbox"/>		
	高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用		
第2 (1項目 適合)	所管行政庁の認めるもの	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/>	

**6章. 認定申請書・設計内容説明書の記入例 4 (住宅部分を含む複合建築物用)**

1. 認定申請書（規則様式第五）

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
- 住戸の部分のみ
- 建築物全体及び住戸の部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
  - ① 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
  - ② 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
  - ③ 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
  - ④ 複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4. 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

(第一面)

低炭素建築物新築等計画認定申請書

平成〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
申請者の氏名又は名称 住宅太郎 印  
代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
- 住戸の部分のみ
- 建築物全体及び住戸の部分

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
  - ①一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
  - ②共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
  - ③非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
  - ④複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4. 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。



(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理人】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

<b>【ハ. 建築士事務所名】</b> (            ) 建築士事務所 (            ) 知事登録第            号 <b>【ニ. 郵便番号】</b> <b>【ホ. 所在地】</b> <b>【ヘ. 電話番号】</b> <b>【ト. 作成した設計図書】</b>
<b>【4. 確認の申請】</b> <input type="checkbox"/> 申請済 (            ) <input type="checkbox"/> 未申請 (            )
<b>【5. 備考】</b>

(注意)

- この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- 建築主が 2 者以上の場合、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第 3 条又は第 65 条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る低炭素建築物新築等計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
- 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

(第三面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 市街化区域等】	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【3. 敷地面積】	m <sup>2</sup>
【4. 建築面積】	m <sup>2</sup>
【5. 延べ面積】	m <sup>2</sup>
【6. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【7. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【8. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸
【9. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 該当する地域区分】	地域
【13. 非住宅部分の床面積】	( 床面積 ) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) 増築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) 改築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	
1. 一次エネルギー消費量に関する基準	
<input type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量	GJ/年



び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「(2) 非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)」については、「年間熱負荷係数」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。「年間熱負荷係数」については、建築物の低炭素化誘導基準において定める「基準値」と併せて記載してください。「基準値」とは、年間熱負荷係数について基準とすべき値として建築物の低炭素化誘導基準において定めるものとします。

この欄における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量(1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。)として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量(換気による熱損失を除く。)を外皮等(外気等(住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根)、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。)面積の合計で除した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ⑤ 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
8. 【15. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
9. 【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。
10. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

## (第三面)

## 低炭素建築物新築等計画

## 1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 共同ハイツ		
【2. 市街化区域等】	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域		
【3. 敷地面積】	1092.42	m <sup>2</sup>	
【4. 建築面積】	406.60	m <sup>2</sup>	
【5. 延べ面積】	3508.73	m <sup>2</sup>	
【6. 建築物の階数】	(地上) 10 階	(地下) 1 階	
【7. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 複合建築物		
【8. 建築物の住戸の数】	建築物全体                      47 戸 認定申請対象住戸                9 戸		
【9. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修		
【10. 構造】	鉄筋コンクリート 造 一部 造		
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による		
【12. 該当する地域区分】	6 地域		
【13. 非住宅部分の床面積】	( 床面積 ) (開放部分を除いた部分の床面積)		
【イ. 新築】	( 334.16 m <sup>2</sup> )	( 334.16 m <sup>2</sup> )	
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
	増築部分 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
【ハ. 改築】	全体 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
	改築部分 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	1. 一次エネルギー消費量に関する基準		
	<input checked="" type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量    〇〇 GJ/年		

<p>設計一次エネルギー消費量 ○○ GJ/年  <input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果  ( )</p> <p>2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準  (1) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物（住宅の用途に供する部分）  <input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率 W/(m<sup>2</sup>・K)  冷房期の平均日射熱取得率</p> <p><input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果  ( )</p> <p>(2) 非住宅建築物又は複合建築物（住宅以外の用途に供する部分）  <input checked="" type="checkbox"/> 年間熱負荷係数 ○○ MJ/(m<sup>2</sup>・年)（基準値 ○○ MJ/(m<sup>2</sup>・年)）  <input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果  ( )</p>
<p>【15. 確認の特例】  法第54条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>
<p>【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】</p>
<p>【17. 備考】</p>

(注意)

- 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- 【12. 該当する地域区分】の欄は、建築物の低炭素化誘導基準（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準をいいます。以下同じ。）において定めるところにより、該当する地域区分を記載してください。
- 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【9. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- 【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- 【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。

「1. 一次エネルギー消費量に関する基準」は「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。

「2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」の「(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物（住宅の用途に供する部分）」については、「外皮平均熱貫流率」及

び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「(2) 非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)」については、「年間熱負荷係数」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。「年間熱負荷係数」については、建築物の低炭素化誘導基準において定める「基準値」と併せて記載してください。「基準値」とは、年間熱負荷係数について基準とすべき値として建築物の低炭素化誘導基準において定めるものとします。

この欄における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量(1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。)として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量(換気による熱損失を除く。)を外皮等(外気等(住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根)、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。)面積の合計で除した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
  - ⑤ 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値として、建築物の低炭素化誘導基準において定めるものをいいます。
8. 【15. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
9. 【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。
10. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。



(第四面)

【 1 . 付近見取図】

【 2 . 配置図】

(注意)

1. この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
2. 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
3. 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

(第五面)

[申請に係る住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m <sup>2</sup>
【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】	
1. 一次エネルギー消費量に関する基準	
<input type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量	GJ/年
<input type="checkbox"/> 設計一次エネルギー消費量	GJ/年
<input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果	( )
2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準	
<input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率	W/(m <sup>2</sup> ・K)
<input type="checkbox"/> 冷房期の平均日射熱取得率	
<input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果	( )

(注意)

1. この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
2. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
3. 【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第三面の注意7のとおりとします。  
「1. 一次エネルギー消費量に関する基準」は「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。  
「2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。
4. この面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

## (第五面)

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【1. 住戸の番号】	205、305、405、505、605、705、805、905、1005
【2. 住戸の存する階】	2～10 階
【3. 専用部分の床面積】	58.12 m <sup>2</sup>
【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】	
1. 一次エネルギー消費量に関する基準	
<input checked="" type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量	○○ GJ/年
設計一次エネルギー消費量	○○ GJ/年
<input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果	( )
2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準	
<input checked="" type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率	○○W/(m <sup>2</sup> ・K)
冷房期の平均日射熱取得率	○○
<input type="checkbox"/> 特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果	( )

(注意)

- この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
- 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- 【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第三面の注意7のとおりとします。  
「1. 一次エネルギー消費量に関する基準」は「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。  
「2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」又は「特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。
- この面は、他の制度の申請書の写しに必要な事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第六面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第六面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

建築費約〇〇万円

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	平成〇〇年〇〇月〇〇日
[工事の完了の予定年月日]	平成〇〇年〇〇月〇〇日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

2. 設計内容説明書（参考様式1）

2章、3章、4章の各記入例を参照。

## 7章. 変更認定申請書・その他の書類の記入例

1. 変更認定申請書（規則様式第七）

様式第七（第四十五条関係）（日本工業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代 表 者 の 氏 名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 申請の対象とする範囲

- 建築物全体
- 住戸の部分のみ
- 建築物全体及び住戸の部分

5. 変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
3. 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限り）を記載してくだ

さい。

4. 4 欄には、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

※「一戸建ての住宅」は「一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの」をいい、「共同住宅等」は「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をいい、「非住宅建築物」は「住宅以外の用途のみに供する建築物」をいい、「複合建築物」は「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物」をいいます。



様式第七（第四十五条関係）（日本工業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
申請者の氏名又は名称 住宅太郎 印  
代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 〇〇〇〇 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
3. 認定に係る建築物の位置 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
4. 申請の対象とする範囲  
建築物全体  
住戸の部分のみ  
建築物全体及び住戸の部分

5. 変更の概要

設置設備の変更

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
3. 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限り）を記載してくだ

さい。

4. 4 欄には、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

※「一戸建ての住宅」は「一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの」をいい、「共同住宅等」は「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をいい、「非住宅建築物」は「住宅以外の用途のみに供する建築物」をいい、「複合建築物」は「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物」をいいます。

## 2. その他の書類

### ①計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（参考様式2）

（建築士による書類を添付する場合）

（日本工業規格A列4番）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称 印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 認定建築主の氏名又は名称

5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士

（ 級）建築士（ ）登録第 号  
住所  
氏名 印

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号  
名称  
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(日本工業規格A列4番)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

住宅太郎

印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 〇〇〇〇 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

3. 認定に係る建築物の位置

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

4. 認定建築主の氏名又は名称

住宅太郎

5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士

(〇級) 建築士 (〇〇) 登録第 〇〇〇〇〇号  
住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇  
氏名 〇〇 〇〇 印

(〇級) 建築士事務所 (〇〇) 知事登録第 〇〇〇〇号  
名称 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇  
所在地 〇〇〇〇〇〇建築設計事務所

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(建設工事の受注者による書類を添付する場合)

(日本工業規格A列4番)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 認定建築主の氏名

5. 当該住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(建設工事の受注者による書類)

(日本工業規格A列4番)

建築物の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 殿

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

印

下記の住宅の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を完了したので報告します。

1. 建築物の所在地
2. 発注者の氏名
3. 建築工事の完了の日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

②計画に基づく住宅の建築を取りやめる旨の申出書（参考様式3）

（日本工業規格A列4番）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日

所管行政庁 殿

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称 印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、申し出します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 認定建築主の氏名の欄には、建築行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

(日本工業規格A列4番)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市長 殿

認定建築主の住所又は

主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

認定建築主の氏名又は名称 住宅太郎 印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、申し出します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 〇〇〇〇 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

3. 認定に係る建築物の位置

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

4. 認定建築主の氏名

住宅太郎

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 認定建築主の氏名の欄には、建築行う権原を有さない者は記載する必要はありません。



<参 考>

<参考>

○低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書の様式

別記様式 1 号						
<p>低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書</p>						
<p>年 月 日</p>						
<p>(登録住宅性能評価機関 宛)</p>						
<p>依頼者の住所又は 主たる事務所の所在地 依頼者の氏名又は名称 印</p>						
<p>代理者の住所又は 主たる事務所の所在地 代理者の氏名又は名称 印</p>						
<p>低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準への適合性について技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p>						
記						
<p>【技術的審査を依頼する認定基準】</p> <p><input type="checkbox"/>法第54条第1項第1号関係  <input type="checkbox"/>外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準  <input type="checkbox"/>一次エネルギー消費量に関する基準  <input type="checkbox"/>その他の基準</p> <p><input type="checkbox"/>法第54条第1項第2号関係（基本方針）  <input type="checkbox"/>法第54条第1項第3号関係（資金計画）</p>						
<p>【建築物の位置】          【建築物の名称】          【市街化区域等】 <input type="checkbox"/>市街化区域  <input type="checkbox"/>区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域</p>						
<p>【建築物の用途】 <input type="checkbox"/>一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/>非住宅建築物 <input type="checkbox"/>共同住宅等 <input type="checkbox"/>複合建築物          【建築物の工事種別】 <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>修繕又は模様替  <input type="checkbox"/>空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/>空気調和設備等の改修</p>						
<p>【申請の対象とする範囲】 <input type="checkbox"/>建築物全体 <input type="checkbox"/>住戸の部分のみ  <input type="checkbox"/>建築物全体及び住戸の部分</p>						
<p>【認定申請先の所管行政庁名】          【認定申請予定日】</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">※受付欄</td> <td style="padding: 5px;">※料金欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">依頼受理者印</td> </tr> </table>	※受付欄	※料金欄	年 月 日		第 号	依頼受理者印
※受付欄	※料金欄					
年 月 日						
第 号						
依頼受理者印						
<p>&lt;登録住宅性能評価機関からのお願い&gt;          省エネ技術導入状況等について、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として、国土交通省等に提供することがございますのであらかじめご了承のほどお願い申し上げます。</p> <p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。</li> <li>2. 依頼者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。</li> <li>3. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。</li> <li>4. 申請の別において一部の住戸の認定とする場合は、別紙に住戸番号を記載してください。</li> </ol>						

○認定低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証の様式

別記様式 2 号

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査  
適合証

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関

印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 市街化区域等 市街化区域  
区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
4. 建築物の用途 一戸建ての住宅 非住宅建築物 共同住宅等 複合建築物
5. 建築物の工事種別 新築 増築 改築 修繕又は模様替  
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
6. 申請の対象とする範囲 建築物全体 住戸の部分のみ  
建築物全体及び住戸の部分
7. 認定申請先の所管行政庁名
8. 適合することを確認した認定基準  
法第54条第1項第1号関係  
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準  
一次エネルギー消費量に関する基準  
その他の基準  
法第54条第1項第2号関係（基本方針）  
法第54条第1項第3号関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇
審査員氏名	

< Q & A >

■ Q & A

A. 法律編

	質問	回答
1	認定が下りないと着工できないのか。	着工前に申請した計画については、着工した住宅であっても認定を受けることができる。また、申請時期については着工する前に行く必要がある。なお、着工後に申請を取り下げて再度申請することはできないので注意が必要である。
2	建築確認を認定申請前に得ておくことは可能か。また、法第 54 条第 2 項以外の場合において、申請前に建築確認を得ておく必要があるか。	容積率の緩和を活用しない場合は建築確認を認定申請前に得ておくことは可能である。また、確認済証の有無によらず認定の申請は可能である。
3	容積率の緩和を活用する場合は、認定後でないと確認の申請は行えないと考えればよいか。	法第 54 条 2 項に基づく申し出であれば同時申請で問題ないが、確認検査機関に申請する場合は、確認済証の発行は認定後となるが、申請の受付は各機関の判断となる。
4	複数住戸のあるマンションの場合は、住宅部分のみの申請であっても、まとめて申請書を作成してよいか。また、その場合、認定書の発行単位はどうなるのか。	必要に応じてまとめて申請することができる。認定書の発行単位は住戸単位になる。
5	改修工事における認定申請のタイミングは新築と同様か。	新築と同様に着手前となる。
6	建築確認の必要な改修工事においても、新築同様に法第 54 条第 2 項の申請は出来るのか。	可能である。
7	法第 54 条第 2 項に基づく申し出をした場合に提出する建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書の宛先及び申請書に記載されている申請書の内容はどうなるのか。	建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書の様式をそのまま用いる。(宛先は建築主事のままとする)
8	法第 54 条第 2 項に基づく申し出を受けた場合に着工した建築物の中間検査、完了検査では、認定基準に係る部分の検査もするのか。	建築基準関係規定に係る部分のみでよい。
9	1の敷地に複数の建築物がある場合、申請・審査はどのようにまとめられるか。	敷地に存する当該建築物以外の建築物がある場合においては、同一敷地であっても審査の対象にならない。
10	認定申請を連名で行うことは可能か。	可能である。連名で申請する場合、第一面の申請者記載欄に記入し、書ききれない場合は別紙に記載がある旨表記して別紙に記入するなどすることとなる。また、別紙に記載する場合についても第一面の記載事項を記載することになる。(住所、氏名、押印)
11	建築確認申請を同時に行う場合、設計図書など提出書類を兼ねることは出来るのか。	認定申請に必要な図書と建築確認の申請書は、兼ねることはできない。それぞれ必要である。
12	資金計画を記載することになっているが、基準及びその審査はあるのか。また、計画通りに実施されなかった場合、罰則はあるのか。	購入金額(自己資金、借入金と借入先など)を記載し、計画通りに実施されない場合は改善命令を受けることもありうる。
13	参考様式である建築工事が完了した旨の報告書の「計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士」とは、建築士であればだれでもよいか。また、建築士でなければいけないのか。	建築士における報告においては、建築士法令等に従って工事を確認した建築士になる。建築士によらない場合、登録住宅性能評価機関や建設業者が確認することも想定される。また、改修や増築等も同じ扱いとなる。
14	参考様式である建築工事が完了した旨の報告書には提出年月日の記載欄があるが、工事が完了した日の記載は不要ということによいか。	報告書に添付する工事監理報告書等に記載することになる。改修や増築等も同じ扱いとなる。

	質問	回答
15	住宅展示場は低炭素建築物の認定は可能か。 (後に住宅として引き渡す場合と、引き渡さない場合があり得る)	住宅であれば可能のだが、最終的に居住しないものであれば「住宅」とは言えない。
16	別棟で台所がない住宅を建築する場合、認定を受けることができるか。	認定を受ける条件として、原則「居室、台所、便所、風呂」の全てを備えていることが必要となる。ただし、認めるべき特別な理由がある場合は理由書を提出した上で、個別確認となる。
17	例えば、10戸あって最初5戸、追加で2戸の認定申請は可能か。	着工前であれば可能となる。
18	技術的審査の申請者と、認定申請の申請者は合わせる必要があるか。	原則、同じになる。
19	容積率の緩和は、改修工事においても利用出来るのか。	可能である。
20	賃貸住宅の場合も認定を受ければ、オーナーが税制優遇を受けられるのか。	平成24年度税制改正で措置されている所得税(住宅ローン減税)、登録免許税の特例については、住宅購入者が入居することが要件となっており、賃貸住宅のオーナーは税制優遇は受けられない。
21	店舗付き戸建て住宅は、住宅の基準と非住宅の基準の両方の適用を受けるのか。	建築物としての認定を受ける場合はそれぞれの基準が適用される。
22	建設中にある住戸が仕様変更を行い、結果として一次エネルギー消費量が基準を満たさなくなった場合、全住戸の認定が取り消されるのか。	建築物認定だと取り消しとなるが、住戸認定では各住戸で基準を満たすことが可能なため、全住戸取り消しとはならない。
23	一次エネルギー消費量の算定において、機械式駐車場や、タワー駐車場は審査対象外と考えるか。	計算の対象とならない室となる。
24	増築についてはどのように取り扱うか。	既存部分を含めて審査の対象となる。
25	一次エネルギー消費量の算定において、一戸建ての住宅に付随する駐車場は審査の対象となるのか。	対象とならない。
26	複合用途の場合の1次エネルギー消費量算出時、住宅部分と非住宅部分でweb算定用ソフトを分ける必要があるか。	住宅部分と非住宅部分の合算で基準に適合させる。



## 低炭素建築物 認定申請書作成の手引き

---

平成 24 年 12 月 4 日	第 1 版発行
平成 25 年 5 月 1 日	第 2 版発行
平成 27 年 4 月 16 日	第 3 版発行
平成 30 年 4 月 1 日	第 4 版発行

監修	国土交通省住宅局住宅生産課
発行	一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
	一般社団法人 日本サステナブル協会

---